

中学校における人権学習の展開に向けて

- 教科・領域における人権の視点と教科学習での試み -

人権教育は「教育活動のあらゆる場面において取り組まれるべき」であるとされている。過去2年間の研究（報告456,465）では、小学校学習指導要領及び教科書の分析を通して、「教科・領域における人権学習の視点」を提示し、小学校での人権学習の具体的な展開について明らかにした。今年度は小学校での分析視点を活かして教科における人権の視点を明らかにした。この上にたって教科担任制をとる中学校での人権学習をすすめていくには、人権に関わる学習内容を関連づけたものとして取り組むことが必要と考え、国語科と社会科を軸とした学習に取り組んだ結果をまとめた。

目 次

はじめに	1	(2) 道徳・特別活動・総合的な学習の時間	18
第1章 人権についての学習の構想		第3章 中学校における人権についての学習	
第1節 小学校での人権についての学習		第1節 国語科と社会科を関連づけた学習の試み	
(1) これまでの研究から	1	(1) 学習の構想	24
(2) 4課題と学習内容	2	(2) 学習の様子	27
(3) 基盤となる課題と学習	3		
第2節 小学校の学習の発展としての 中学校での人権についての学習		第2節 教科における人権の視点からみえるもの	
(1) 第6学年とつながる中学校での学習	5	(1) 学習の試みから	29
(2) 4課題 - 学習の連続性を	6	(2) 中学校で学習をすすめるために	30
(3) 「普遍的な人権」	7		
第2章 中学校の学習を人権の視点で見ると		おわりに	31
第1節 人権の視点と社会科学習		付表 指導計画と人権の視点	
(1) 中学校の学習における人権の視点	9	(1) 第1学年	
(2) 人権の視点からみた社会科の学習内容	10	(2) 第2学年	
第2節 人権の視点と教科・領域		(3) 第3学年	
(1) 教科	15		

< 研究担当 > 松下佳弘 (京都市立永松記念教育センター研究課指導主事)

< 研究協力校 > 京都市立西院中学校

< 研究協力員 > 弓削雅哉 (京都市立西院中学校教諭)

鵜飼幸恵 (京都市立西院中学校教諭)

はじめに

京都市では、人権教育の目的を「人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常行動がとれる子どもの育成」とし、その推進にあたっては「男女平等教育」「養護育成教育」「同和教育」「外国人教育」を重点課題にあげ、「すべての教育活動においてなされるべきもの」であるとしている。

過去2年間の研究では、小学校での人権についての学習に焦点をあて、学習指導要領及び教科書の分析を通して、「教科・領域における人権学習の視点」を提示し、小学校での人権についての学習の具体的な展開について明らかにした。

一方、中学校で教科・領域での人権についての学習においては、社会科において同和問題、外国人問題についての具体的な学習内容が示されているが、これ以外の課題と社会科以外の教科・領域での学習内容についても明らかにしていくことが今日的な課題となっている。

そこで中学校の人権についての学習の検討にあたって、社会科(公民的分野)における「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の学習内容に着目し、これが四つの重点課題とつながる「普遍的な人権についての学習内容になるもの」と考え、昨年度の研究で明らかにした小学校での「人権の課題」に対応した中学校での人権についての学習の枠組みを明らかにする。この枠組みに基づいて、指導要領、京都市指導計画、教科書の内容を分析し、中学校での「教科・領域における人権学習の視点」を提示する。

また小学校と比べて教科内容が専門化している中学校での人権についての学習においては、人権に関わる学習内容を教科の枠を超え、関連づけた学習として取り組むことが必要であると考え、国語科、社会科等を軸とした学習プログラムを提示する。さらに実証授業で明らかになったことを手がかりに、中学校における人権についての学習のあり方についても小学校での学習と関連づけ考察する。

(註1)人権に関わる様々な問題を示す言葉はそれぞれ使う人の立場や思想、さらに歴史性まであるため一様ではない。京都市では「学校における人権教育をすすめるにあたって」で「男女平等教育」「養護育成教育」「同和教育」「外国人教育」の4課題とこれ以外に「心の健康」「いじめ」「不登校」「HIV感染者等」の課題を「新たに生じている課題」としてこれらを「学校における重点課題」としている。本稿では基本的にこれに沿うこととする

が、それぞれの課題をさす言葉として以下のようにした。

- ・「男女平等教育」 男女平等の課題 / ・「養護育成教育」 障害者問題 / ・「同和教育」 同和問題 / ・「外国人教育」 在日韓国・朝鮮人問題

(註2) これまでの研究では、「人権学習」という言葉を「人権についての学習」という意味内容をもったものとして使ってきた。しかし京都市の中学校では「人権学習」という言葉は特別活動(学級活動)の時間で行われる学習という意味合いで使われることが多いことから、本稿では「人権についての学習」という言葉を使うことにする。

第1章 人権についての学習の構想

第1節 小学校での人権についての学習

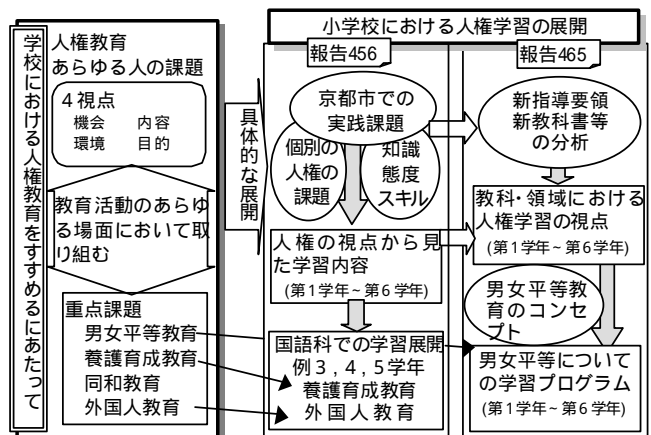
(1) これまでの研究から

「人権教育のための国連10年」の提起を受けて、(1)京都市では1999年4月「学校における人権教育をすすめるにあたって(試案)」(以下「試案」)を策定し、(2)人権教育についての新しい考え方や展開の方向などを示した。「試案」では人権を特定の人々だけの課題としてではなく、あらゆる人の課題ととらえ、人権教育を教育活動のあらゆる場面において取り組むべきであるとしている。

これを受けて小学校では、全教科・領域の学習内容を人権という視点から検討することが必要であると考え、「試案」で示された基本的な考えに基づき、四つの重点課題(以下「4課題」)について小学校での学習でどう具体化するのかという観点から研究をすすめてきた。(図1-1「これまでの研究経過と構造」参照)

一昨年度の「小学校における人権学習の展開に向けて」(報告456)では、学習指導要領と京都市

図1-1 これまでの研究経過と構造



の「指導計画」をもとに、全教科・領域における「人権の視点から見た学習内容」を明らかにし、合わせて国語科3単元の「学習計画」(養護育成教育、外国人教育)を提示した。(3)

さらに、昨年度の「小学校における人権学習の展開に向けて」(報告465)(4)では、新学習指導要領の完全実施、指導計画の改訂を前に、京都市で採択された教科書の内容を人権の視点から検討し、「教科・領域における人権学習の視点」(素案)として提示した。合わせて「試案」の重点課題の中でも、これまで取組が不十分だとされている「男女平等教育」を取り上げ、「男女平等についての学習」の基本的なコンセプトを明らかにするとともに、小学校全学年の学習プログラムを提示した。この二つの研究から以下のような内容を明らかにした。

小学校での人権についての学習の内容を、育てたい「知識・認識」、「態度」、「スキル(技能)」の三つの視点からまとめた。

人権についての学習においては、「自分や自分らしさを大切にする気持ちや態度」(自尊感情)と「ちがいを認める」「協力」「共感」などの「他者への態度」を培うことが「男女平等教育」、「養護育成教育」、「同和教育」、「外国人教育」などの人権に関わる問題の認識への基盤になるものと考え、「人権の基礎」として整理した。

この 4 課題の枠組みをもとに教科書の内容を検討して作成した「教科・領域における人権学習の視点」では、その内容を 4 課題に関わるもの(A)とその基盤となる課題に関わるもの(B)に大別し、学年ごとの一覧表として示した。それは従来「人権学習」として考えられてこなかった教科や単元(題材)を含むものとなった。

次に「4 課題に関わるもの」と「その基盤となる課題に関わるもの」に分けて、それぞれの学習内容について整理する。

(2) 4 課題と学習内容

右の表 1-1 は、報告 465(「教科・領域における人権学習の視点」)で示した教科・領域の学習内容のうち、4 課題に関わるものだけを取り出しものである。

京都市では 1974 年同和問題に関

する内容が社会科教科書(第 6 学年)に取り入れられたのを受け、これを「同和问题指導」と位置づけ、指導資料の開発や学習展開の工夫など重点的に指導をすすめてきた。(表 1-1 の *1 の部分) さらに第 1 学年から人権尊重についての認識を培い、第 6 学年での同和问题指導につなげていくため、社会科、生活科、道徳、生徒指導での具体的な学習内容を取り上げ、「同和问题に対する認識の素地を育てる指導」として取り組んできた。

また、外国人教育については 1981 年の「外国人教育の基本方針(試案)」を契機に、第 6 学年社会科教科書における日本と韓国・朝鮮との関係や在日韓国・朝鮮人問題に関わる学習内容(表 1-1 の *2 の部分)を外国人教育に関わる学習として指導計画に明記し、取組をすすめてきた。しかし、他の二つの課題(男女平等教育、養護育成教育)やこれ以外の教科での内容については具体的に明かされていなかった。

そこで、報告 456 では、人権についての学習を全教科・領域で取り組むという観点から、これまで人権についての学習として取り上げてこなかった課題や教科に着目して、以下のような人権の視点を明確にした三つの学習をいずれも国語科で取り上げた。

表 1-1 4 課題に関わる内容(教科・領域における人権の視点)

学年	社会	社会	社会	社会
第 6 学年	<p>生活と政治「わたしたちのくらしと日本国憲法」・基本的人権の尊重などの国民生活と日本国憲法の関係について理解する。</p> <p>選挙の大切さを考える</p> <p>日本の歴史(女性の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> 富国強兵を進める 国会が開かれる 民主主義の意識が高まる 戦争中の国民生活 戦後の改革と日本国憲法 <p>これからの課題をさぐる</p> <p>道徳 みんなの組み体操 [京 2] 男女協力 2・(3)</p>	<p>日本の歴史</p> <p>「これからの課題をさぐる」</p> <p>国語 きいちゃん</p> <p>障害のある人たち願いやともに生きる社会について考える。</p> <p>音楽 みんなで歌って、 切手のない贈り物 手話をしながら楽しく歌う。</p>	<p>日本の歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> 武士が新しい文化を、秀吉が大名をしたが、身分と人々のくらし、新しい学問が広がる、新しい時代への動き、新しい政府をつくる。 富国強兵を進める 民主主義の意識が高まる <p>*1</p>	<p>世界の中的日本</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本と関係の深い国々 世界の文化と手。 <p>日本の歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雑の文化が伝わる 大仏をつくる 秀吉が大名をしたが、 韓国の中で交流する 中国やロシアと戦う 朝鮮を植民地にする 民主主義の意識が高まる 世界に広がった戦争 これからの課題をさぐる <p>*2</p> <p>音楽 音楽で世界の旅 アジアの歌、アリラン 朝鮮半島で広く歌われてきた民謡を通して。</p>
第 5 学年	<p>理科 生命のたんじょう(人)</p> <p>男女の体のつくりの特徴や女性の子宮の中で人の成長の様子を理解する。</p> <p>家庭 家族の生活</p> <p>家庭の仕事は家族の考え方や役割によってさまざま。</p> <p>体育・保健 心の健康</p> <p>性に関わる体や心の不安や悩みをかえたとき。</p>	<p>音楽 みんなで歌って、 この広い野原いっぱい 手話をしながら楽しく歌う。</p> <p>道徳 自分にチャレンジ [京 2] はげましくう心 2・(3)</p>		
第 4 学年	<p>体育・保健 育ちゆく体</p> <p>おとなに近づく体 体の中にも変まっている変化。</p>	<p>国語 伝えよう、わたしたちの心</p> <p>「手と心で語る」「手話との出会い」点字や手話など「伝え合い」について調べ、体験し、まとめ...</p> <p>音楽 みんなで歌って、 あの青い空のように 手話をしながら楽しく歌う。</p> <p>道徳 笑顔 [京 2] 友だち 2・(3)</p>		<p>国語 「三年とうけ」</p> <p>学習活動を通して韓国・朝鮮の人と文化にふれ、親しむ</p> <p>マダン [京 3]</p> <p>外国の文化 4・(6) 韓国・朝鮮の人や文化に触れ親しむ。</p>
第 3 学年		<p>音楽 みんなで歌って 大きな歌 手話をしながら楽しく歌う。</p> <p>道徳 よかったねとおおくん [京 1] はげましく心 2・(3)</p>		
第 2 学年		<p>生活 ぼうげん、はっけん、町たんけん 町となかよし</p> <p>町には高齢者、障害のある人などいろいろな人のための施設や設備のあること...</p>		<p>音楽 せいのあそびうた 韓国の遊び歌トシラコヘイ</p>
第 1 学年	<p>生活 みんな、みんなたいげきだよ</p> <p>家族の一人一人が役割を分担し、家庭生活を支えていることに気づく</p>	<p>生活 あそびにいこうよ</p> <p>公園は人々の願いから様々な配慮があることに気づく</p> <p>道徳 ともくと [京 2] みんななかよく 2・(3)</p>		<p>道徳 ソリちゃんのチュゾク [京 3] かぞくのしごと 4・(2)</p>
	男女平等教育	養護育成教育	同和教育	外国人教育

(1) 「手と心で読む」(第4学年・養護育成教育)

人権の視点(養護育成教育) - 障害のある人への理解と「障害」についての認識

「手と心で読む」は、文字を失うことのつらさと点字を獲得することの喜びを痛切に味わった視覚障害者の体験が語られている。内容を正確に読み取る学習活動を通して、視覚に障害のある人への理解と「障害」についての認識を深めさせたい。

視覚障害について、自分の課題や目的に応じて、調べたり、表現したりする学習活動を通して、障害のある人の生活やバリアフリーな社会に目を向けさせたい。

(2) 「『その人』と出会って」(第5学年・養護育成教育)

人権の視点(養護育成教育) - 「障害」について知り、障害のある人たちの願いがわかる。

「『その人』と出会って」は、手話を通して心を通わせた経験が描かれている。主題の描かれ方に注意し、経験に基づいた筆者の考えを理解する学習を通して、聴覚に障害のある人への理解と「障害」についての認識を深めさせたい。

教材文の筆者の考えにふれることで、相手の立場になって考え、理解し合うことの大切さについて深く考えさせたい。

「社会に関する本」「生き方に関する本」などの読書を通して、これまで知らなかった世界にふれ、豊富な情報を通してものの見方や考え方を広げさせたい。

(3) 「三年とうげ」(第3学年・外国人教育)

人権の視点(外国人教育) - 異なる民族や文化、言葉についての理解(ふれる - 親しむ - 知る)

作品のおもしろさを読み取ったり、登場人物の心の動きや場面の情景を想像したりしながら音読するなどの学習活動を通して、韓国・朝鮮の人や文化にふれ、親しませたい。

作者が日本に住んでいる韓国・朝鮮の人であることを知り、「李錦玉さんの言葉」から作者の願いにふれさせたい。

韓国の民話(特に韓国・朝鮮の民話)にふれることを通して、その国の人や文化に親しみを持たせたい。

これら三つの学習についての実証授業を通じた研究から、人権についての学習の視点を明確にした学習を展開することで、国語科としての学習のねらいそのものも深めることができることを明らかにした。これらの学習内容については、今年度の京都市の小学校国語科指導計画に「人権に対する認識を育てる指導」内容として位置づけられている。(5)

このように学習内容の中に人権の視点をもつ個々の学習では、人権についての視点を明確にした学習展開を工夫することで子どもたちに4課題の人権に対する認識を培うことは充分可能である。

しかし、「試案」で示された4課題の到達目標を達成するためには、表1-1にあげた4課題に関わる内容だけでは、十分なものではない。

例えば男女平等教育を例にとってみると、社会科の「日本の歴史」に「女性の権利」、家庭科や生活科に「性別役割分担意識」、さらに体育科(保健)に「性」に関わる学習内容が見られる。これらを「男女平等についての学習」の関連する内容として取り上げ、学習をすすめていくことはできるであろう。しかし、「試案」で示された「ジェンダー・フリーの実現を目指す男女平等教育」をすすめるには、系統的な学習内容が必要であり、このような教科・領域における学習内容だけでは不十分である。これらのことから報告465では、主に「学級活動」の時間での展開を想定し、第1学年から第6学年までの系統性を明確にした「男女平等についての学習プログラム」(各学年2時間)を新たに提示した。

このことは男女平等教育だけでなく他の三つの課題でも同様である。つまり4課題の目標を達成するには、教科・領域での学習だけでは、内容が乏しく、系統的な学習にならないため、不十分なのである。

したがって小学校で4課題の学習をすすめていくには、ここに示した教科・領域での学習とあわせて、学校の実態に即した教材の開発も視野に入れ、特別活動の場や教科・領域の学習内容とつながった総合的な学習の時間の場での展開が必要である。

(3) 基盤となる課題と学習

次ページの表1-2は、報告465(「教科・領域における人権学習の視点」)で示した教科・領域の学習内容のうち、4課題の認識の基盤となる課題だけを取り出しものである。そしてこの基盤となる課題を「人権を大切にする意識・認識」、「自分や自分らしさを大切にする気持ちや態度」、「育てたい他者への態度」の三つに分けて整理した。

このうち最初の「人権を大切にする意識・認識」の項には生活科、社会科の中の「暮らし」、「しごと(労働)」、「福祉」、「環境」、「平和」など人権に関わる社会認識につながる内容をあげた。これらはこれまでから第6学年での同和問題学習の素地になる内容と位置づけられ、資料の開発や学習展開の工夫などが図られてきた。

二つ目の「自分や自分らしさを大切にする気持ちや態度」には、「試案」などにも示された人権教育の新たな枠組みとされている課題である。そこでは、他者の人権を尊重するためには、一人ひと

りが自分の存在価値を認め、自分が好きになれているかどうかという自己の意識（自尊感情）がとりわけ重要だという指摘がなされてきた。この中には体育科保健分野の「心の健康」の単元を取り上げた。教科書（「みんなの保健5・6年」）の「心の健康」という単元の中に「人とかかわり」という学習項目がある。そこには、「自分を見つめてみよう～自分のよいところを知る～」として「自分のよいところ、好きなところ、自信を持っているところをできるだけ多く書き出してみよう。」という学習課題が示されており、自尊感情を育む学習として示されている。

三つ目の「育てたい他者への態度」については、「協力」、「他者への共感」、「ちがいを認める」、「生命尊重」などをあげた。例えば「協力」に関わる学習としては、音楽科での「友だちと協力しながら取り組む」合唱、合奏や図画工作科での「共同して表現することや友人といっしょに鑑賞する」活動を含めた。また「ちがいを認める」には、第3学年国語科「わたしと小鳥とすずと」（金子みすゞ）という詩の作品を取り上げた。「自分とちがっていることを大切にすることや「ちがっているから楽しいと感じる」ことは、ひとの多様性を認めていくという人権の大切な要素であると考えからである。さらに「他者への共感」については物語文の学習の中からいくつかを取り上げて示した。これらの学習は教科の中で、そのねらいに沿ってすすめられていくの

は当然のことであるが、人権に対する認識の基盤となる認識や態度を培うという視点から学習展開を工夫することが大切であ

表1-2 基盤となる課題に関わる内容（教科・領域における人権の視点）

第6学年	社会「みんなの願いを実現する政治」、「世界の平和と日本の役わり」 保健「病気の予防」		理科「からだのつくりとはたらき」（生命尊重） 音楽「楽しい音楽会」（協力） 図工「みんなで作ろう」（協力）
第5学年	社会「これからの食料生産」 「情報と社会」、「わたしたちの生活と環境」	保健「人とかかわり」、「不安やなやみをかかえたとき」	国語「詩を味わおう『あなたへ』」（ちがいを認める） 理科「生命のたんじょう」（生命尊重） 音楽「グループでアンサンブル」（協力）
第4学年	社会「くらしとごみ」、「命とくらしをささえる水」、「安全なくらしを守る」	保健「育ちゆく体とわたし」	国語「一つの花」（他者への共感） 理科「季節と生き物」（生命尊重） 音楽「体で音楽」（協力）
第3学年	社会「わたしたちのくらしとはたらく人々」、「地域や生かすのうづりかわり」		国語「わたしと小鳥とすずと」（ちがいを認める）、「ちいちゃんのかけおくり」（生命尊重） 理科「チョウをそだてよう」（生命尊重） 図工「いろいろなふくるから」（協力）
第2学年	生活「ぼうけん、はっけん、町たんけん」、「町となかよし」	国語「スイミー」 生活「あしたへジャンプ」	国語「ふきのとう」（他者への共感） 生活「生きものともだち」（生命尊重） 音楽「たのしい音楽会」（協力）
第1学年	生活「ともだちいっぱい」「みんな、みんなだいすきだよ」	生活「みんな、みんなだいすきだよ」、「ともだちいっぱい」	国語「ずうっと、ずうっと、大すきだよ」（他者への共感） 生活「いきものだいすき」（生命尊重） 図工「たのしいかざり」（協力）
課題	人権を大切にすること意識・認識（4課題につながる）	自分や自分らしさを大切にすること意識や態度（自尊感情）	育てたい他者への態度（協力、生命尊重、興味・関心・意欲、他者への共感、ちがいを認める）

る。さらにこうした三つに分けた基盤となる課題は、成長とともに子どもの認識が自分 - 他者 - 社会と広がることに合わせて、取り上げていくことが重要であると考え、小学校での人権学習の構想として下の図（図1-2）に示した。

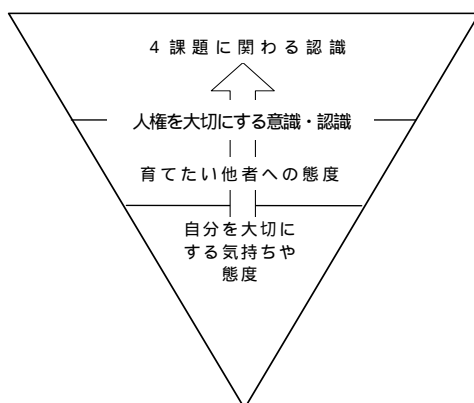
自分の世界が中心だった低学年の子どもたちは、学年が進むにつれて他者を尊重する態度や人権を大切にすることという基盤になる認識や態度を培い、高学年では4課題についての学習を深めることになる。小学校の子どもが発達段階からしても当然のことではあるが、小学校での人権に関わる学習内容はこのような基盤となる課題に関わるものが多く、この部分の学習が子どものどのような認識や態度を培い、それがどのような人権に対する認識を形成していくのかという見通しをもった取組へすすめることが小学校では重要だと考えられる。

以上、小学校での人権についての学習の内容を4課題とその基盤となる課題に分け、これまでの研究を通して明らかにした。このことから小学校での人権についての学習を以下のように整理した。

小学校での人権についての学習

目的 - 人権についての理解・認識を深め、人権を守る態度や意欲を育むとともに、人権にかかわる問題解決のた

図1-2 小学校での人権について学習の構想



めに行動できる力を培う」(「試案」)(小学校においては太字の部分に重点がおかれるべきである。)

内容 - 4 課題に関わるものと 4 課題の基盤となる課題に関わるもの

学習の場 - 各教科・道徳, 特別活動, 総合的な学習の時間

第 2 節 小学校の学習の発展としての 中学校での人権についての学習

京都市では「試案」について 3 年間にわたる検討期間の中で, 各校での実践に基づく意見を反映させ, 2002 年 4 月, 確定版として「学校における人権教育をすすめるにあたって」(以下「確定版」)を策定した。その中の「人権についての教育」の項には, 「人権についての理解・認識を深め, 人権を守る態度や意欲を育むとともに, 人権にかかわる問題解決のために行動できる力を培うこと」と示されている。これは, 人権についての学習の小, 中学校 9 年間の教育を通してのいわば到達目標と考えられる。当然中学校での人権についての学習のめざすものと重なるはずである。

(1) 第 6 学年とつながる中学校での学習

当然のことであるが小, 中学校の教育課程は小学校から中学校への発展性と相互の系統性を明確にして編成されている。中学校の人権についての学習も小学校の学習の発展として成り立っているものであり, その検討にあたっては, 義務教育 9 年間を見通したものであることが重要である。それにはまず人権についての学習の小学校でのいわば出口にあたる部分を明らかにしておく必要がある。それが中学校での人権についての学習の入り口の部分になると考えるからである。

そこで右の図に示したように, 4 課題に関わる学習について, 小学校第 6 学年の学習を京都市で採択されている小学校社会科教科書の内容の構成に沿って試みていくことにする。

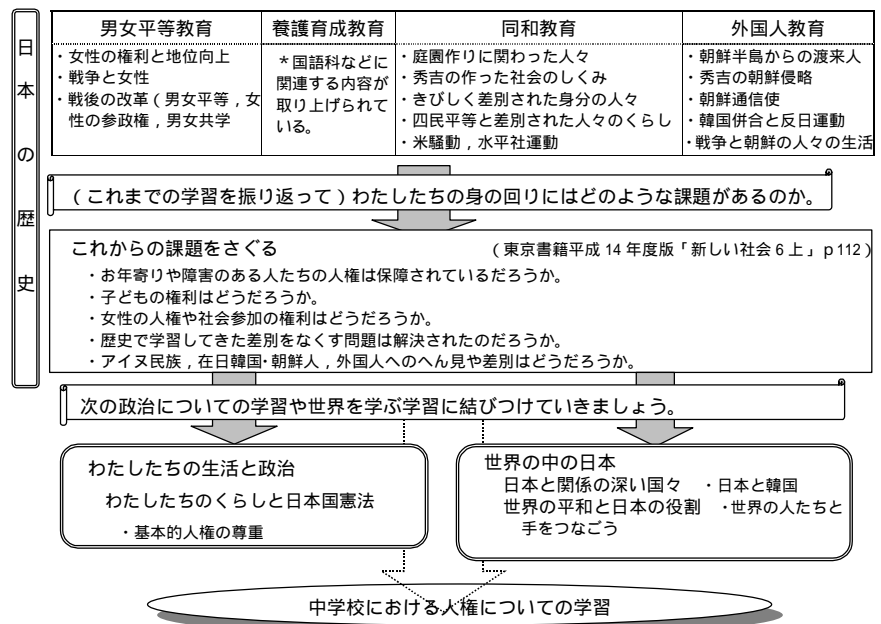
第 6 学年社会科の内容は「日本の歴史」, 「日本の政治の働き」, 「世界の中の日本の役割」の 3 分野で構成され, ほとんどの教科書がこの「歴史」, 「政治」, 「世界」の順に学習をすすめるよう構成されている。

最初の分野である「日本の歴史」には, 前節でもみてきたように「同和問題」, 「在日韓国・朝鮮人問題」に関わる歴史的な部分での記述がなされている。また「男女平等」の課題についても, 断片的ではあるが女性の権利に関わる記述が見られる。「障害者問題」については, 「日本の歴史」には取り上げられていないが, 前節の表 1 - 1 に示したように第 6 学年までの国語科や生活科には関連する教材がある。

こうしたことから第 6 学年の歴史学習では 3 課題が, 「障害者問題」については関連する内容が他の教科で取り上げられており, これら 4 課題については 6 年間の教科学習の中でほぼ取り上げられていると考えてよい。そしてこの社会科教科書では「日本の歴史」のまとめの部分に「これからの課題をさぐる」という項が設けられ, これまで学習してきた日本の歩みを振り返り「身の回りに残されている課題」の解決のあり方を考える構成がされている。(6) また, ここでは 4 課題のほかに「高齢者」, 「子ども」, 「アイヌ民族」, 「外国人」の人権についてもふれられている。そして, これらのいわば人権についての課題を次の「政治」についての学習や「世界」を学ぶ学習に結びつくように構成されている。

次の「政治」について学ぶ学習では, 日本国憲法の三つの柱の一つとして「基本的人権の尊重」が取り上げられ「だれもが生まれながらにして持っている権利を大切にす。」と説明されている。さらに次の「世界」を学ぶ学習では, 「日本と関係の深い国々」の一つに大韓民国が取り上げられ,

図 1 - 3 小学校第 6 学年社会科における人権に関わる学習内容の構成



日本との歴史的な関係や生活，文化の理解を図るよう構成されている。

これらのことから教科の内容に限ってみても，小学校最終段階では，基盤となる課題についての学習の積み上げの上に，4課題についての基本的な内容と基本的人権についての基礎的な内容について学習していることになる。これが小学校における人権についての学習のいわば出口の部分にあたるといえる。

したがって，中学校ではこの小学校での学習の到達点をもとに人権についての学習をすすめていくことが重要であり，そのことが「人権についての理解・認識を深め，…行動できる力を培うこと」という目標を達成していくことにつながるものとする。

そこで次に，このような小学校での4課題の学習と基本的人権についての学習が中学校での学習にどのようにつながっていくのかについて整理する。

(2) 4課題 - 学習の連続性を

課題によって違いはあるが，小学校で基本的な内容の学習がある程度は積み上げられている4課題については，小学校からの学習の連続性という観点から中学校で学習を検討していくことが重要である。この点について，京都市では社会科における「同和問題指導」において小，中学校での指導の全体像を把握したうえで効果的な学習を展開する必要性が指摘されており，他の課題も同様で

あろう。それぞれの課題ごとに小学校段階での目標を明確にし，中学校ではそれを基盤に中学校段階での目標や内容を明確にしていくことが必要である。それには実践に裏付けられた組織的な作業が必要であらう。

そこで，ここでは次章で中学校の教科・領域の内容から人権の視点を検討する際の基本的な観点を明確にする意味で，4課題についての学習が小学校から中学校までどのような系統でつながっているのかを明らかにしておく。

「試案」にも「確定版」にも4課題の到達目標が小・中学校全体として示されている。しかし小・中学校それぞれの段階での具体的な目標や内容までは示されていない。報告465では小学校での4課題について連続性を明確にするために，小学校での学習内容とこれまでの取組を考慮して，低，中，高学年ごとの具体的な学習目標を示した。そして中学校での学習目標についてもこうした小学校での目標と中学校での学習が義務教育9年間の到達点であることをふまえて検討し，それぞれの課題ごとに整理した。下の表1-3は報告465で示した小学校での目標と合わせて示したものである。これにより4課題について，小学校から中学校までの人権についての学習にある程度の見通しをもつことができるものと考えた。

次に中学校での4課題の学習内容を小学校との関連から検討する。これまで明らかにしてきたように，小学校での4課題についての学習内容はそれぞれの学年段階で子どもたちが具体的に理解し

表1-3 4課題の目標（小学校 - 中学校）

	小 学 校			中 学 校
	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年	第1学年・第2学年・第3学年
人権についての教育	人権についての理解・認識を深め，人権を守る態度や意欲を育むとともに，人権にかかわる問題解決のために行動できる力を培うこと。			
男女平等教育	すべての子どもが男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され，一人一人が自己の能力を十分発揮できる資質や能力の基礎を培う。 女子，男子の区別なく仲良くし，友だちのよさに気づく。	役割や仕事などは女性，男性という性では区別されないことがわかる。	自分や社会の中のジェンダーバイアスに気づき，個性は，女性，男性という性によって決まるものではないことがわかる。	女性と男性がたがいに個人として尊重され，性別によらない多様な生き方が保障されることが大切であることを認識する。
養護育成教育	障害についての理解と認識を深め，互いに尊重し，共に成長し合う基礎を培う。			
	身のまわりにはいろいろな障害のある人が生活していることに気づく。	「障害」について知り，障害のある人たちの願いがわかる。	障害のある人たちの権利について理解し，共に生きる社会について認識する。	障害者差別の実態を知り，バリアフリーな社会について認識する。
同和教育	人権尊重を基盤とした同和問題認識を深め，同和問題をはじめとする人権問題解決への実践的態度を培う。			
			歴史学習を通して同和問題に対する理解と認識を深める。(第6学年)	【歴史的分野】部落史に関わる各時代の事象を理解することを通じて同和問題に対する認識を深める。 【公民的分野】同和問題は人間の尊厳と自由・平等の基本的人権にかかわる問題であることを認識する。
外国人教育	民族や国籍のちがいを認め，相互の主体性を尊重し，共に生きる国際協調の精神を養う。			
	・韓国・朝鮮のあそび・昔話，歌に出会う。 ・日本にはたくさんの外国人の人たちが住んでいることに気づく。	・韓国・朝鮮の人々の生活や文化を知る。 ・日本には多数の韓国・朝鮮人が住んでいることを知る。	・日本と韓国・朝鮮の歴史的なつながりについて知る。 ・在日韓国・朝鮮人の人権問題について認識する。	・日本と韓国・朝鮮の交流の歴史と在日韓国・朝鮮人の在日の経緯について認識する。 ・在日外国人の人権問題と多文化共生社会について認識する。

印は，「学校における人権教育をすすめるにあたって」(2002.5)の到達目標から抜粋作成した。同和教育については「人権に対する認識を育てる指導」(平成12年度)から抜粋引用し，他の課題は松下が作成した。

やすい身近な内容を中心に、自分から周りの他者へ、さらに社会へと子どもの認識の世界が広がっていくという発達に沿う観点で取り上げられてきた。それは小学校の子どもたちの発達段階からして当然のことであり、社会科をはじめとする教科の学習内容もそうした学習構成になっている。

しかし小学校での学習を終え、ある程度の社会的な認識も育ってきた中学校の段階での学習は、小学校での学習を基盤に、それぞれの人権の課題について、固有の歴史的な背景、差別の現状、差別をなくしていくための取組の三つに集約できるであろう。そこで、中学校での4課題の学習を「歴史に関わる学習」、「社会の現状に関わる学習」、「これからの社会に関わる学習」の三つの観点から整理し、それぞれの人権の課題を認識するための内容の柱を上表に示した。これらの学習内容は社会認識に関わるものであり、小学校の場合と同様にその多くは社会科の学習内容に関連するものである。

以上、中学校での4課題の学習はここで述べた小学校との連続性と社会認識という二つの観点から検討することが大切である。

(3) 「普遍的な人権」

次に基本的人権の学習について検討する。小学校第6学年での基本的人権についての学習は、中学校では社会科(公民的分野)の「人間の尊重」の内容に発展する。その内容を教科書の学習項目として下の表に整理した。ここで取り上げられている人権の概念という内容は4課題のような「個別

表1-4 4課題の学習内容の柱

	歴史に関わる学習 (歴史的な背景を理解する)	社会の現状に関わる学習 (差別の現状を認識する)	これからの社会に関わる学習 (差別をなくすための取組について認識する)
男女平等の課題 (男女平等教育)	女性の権利獲得の歴史	性による不平等な社会の現状 ・家事労働 ・固定的な性別役割分担意識 ・雇用や職場での不平等な処遇	男女共同参画社会 ジェンダー・フリーな社会
障害者問題 (養護育成教育)		自立と社会参加が阻まれている状況 ・社会生活での様々な障害 ・雇用や職場での不平等な処遇	バリアフリーな環境, 社会的支援や介助・福祉の問題
同和問題 (同和教育)	部落差別に関する歴史的背景	部落差別の実態 ・就職差別 ・結婚差別	国民性課題 部落差別をなくす取組 市民の権利の保障
在日韓国・朝鮮人問題 (外国人教育)	日本と韓国・朝鮮との関係の歴史 在日の経緯	民族差別の実態 ・就職差別 ・本名が使えない社会	外国籍市民としての権利 多民族・多文化共生社会

の人権」に対して、一般的に「普遍的な人権」と呼ばれている。この「普遍的な人権」の概念が、中学校での人権についての学習の中で大きな意味をもつものと考え、その基本的な概念について、教科書の記述を要約することで整理する。

人権思想と基本的人権

私たちは今自由に生きているが、その自由を勝ち取るためには長年の人々の努力があった。アメリカの独立宣言やフランスの人権宣言は「人間は生まれながらに、自由で平等な権利をもつ」ことをうたっている。基本的人権(人権)という言葉は「人であれば、無条件にもっている権利」をさし、その基本には、何よりもひとりひとりの個人をかけたえのないものとして大切にしようとする考えがある。日本国憲法は自由権、平等権、社会権などの基本的人権を保障している。

自由権

人が個人として尊重され、個性や才能を伸ばしていくためには国家などの干渉や妨害を受けることなく生活できなければならない。そのために必要な様々な自由を自由権

という。自由権には精神の自由、生命・身体

平等権

の自由、経済活動の自由がある。人は法の下に等しく尊重されなければならない。人にはだれでもかけがえない個性があり、だれもが法律上、平等な扱いを受ける権利があります。憲法は人種、信条、性別、社会的身分などを

表1-5 公民的分野「人間の尊重」学習内容(大阪書籍「平成14年度版中学社会 公民的分野」)

わたしたちの生活と政治	1	法に基づく政治と日本国憲法(詳細略)	
	2	人権思想のめばえ	基本的人権の尊重, 日本国憲法の人権保障(人権思想発展のあゆみ)
		自由に生きる権利	自由権とは, 精神の自由, 生命・身体
		等しく生きる権利	平等権とは, わたしたちの社会と差別, 差別をなくすために, (部落差別をなくす運動, 本名が名のれる社会に, 国籍のちがいがい, 出場制限をのりこえて)
		人間らしい生活を営む権利	社会権とは, 生存権, 教育を受ける権利, 勤労の権利, 労働基本権
		人権の保障を実現するための権利	参政権, 救済を求める権利(請求権)
		社会の変化と人権尊重の広がり	幸福を追求する権利, 環境権, 知る権利, プライバシーの権利, 人権尊重の国際的広がり, (児童の権利条約)
公共の福祉と国民の義務	人権保障の意義, 人権と公共の福祉, 国民の義務		
3	日本の平和主義(詳細略)		

理由に差別されないと定めている。

社会権

19 世紀までの国家は自由権を人権の保障の中心においてきた。国は国民に自由権を保障して、個人の生活は各自の責任に任せておくべきだとされていた。ところが経済の自由な発展につれ、富める人とそうでない人との間に経済上の不平等が貧困や失業という形にあらわれ、大きな社会問題となった。そこでこうした不平等を是正しながら、人が人間らしい生活を保障することも国家の役割だと考えられるようになってきた。だれもが人間らしい生活を求める生存権、教育・勤労の権利、労働基本権も人権の中に入れ、社会権と呼ばれている。

人権の尊重の広がり（「新しい人権」）

現代社会は高度産業化、情報化が進み、それとともに、人権の意味や内容を新しい社会事情に合う内容にしようとする努力がおこなわれ、人権の概念も広がってきた。環境権、知る権利、プライバシーの権利、自己決定権などいわゆる「新しい人権」と呼ばれるものが登場してきた。

（註）大阪書籍「平成 14 年度版 中学社会公民的分野」（京都市の中学校で採択）及び東京書籍「平成 14 年度版 新しい社会 公民」から要約した。

こうした教科書の記述にもみられるように、人権はまず国家からの自由を求める自由権の保障から始まった。このいわば第一世代とよばれる人権に次いで、20 世紀になり、新たに生存権や労働基本権という社会権が第二世代の人権として登場した。それはこれまでの国家に人権を侵害しないことを求めるというだけでなく、国家が人権を保障するために積極的に行動することを求めることとなった。

さらに現在では、人間の生存を脅かす世界の貧

困や飢餓、地球環境の保護など国際社会が連帯して実現しなければならない第三世代の人権（「新しい人権」）があるとされている。（7）これらの人権の根底にあるのは、人は全て個人としての尊厳をもち、他の人も同じ尊厳をもち、お互いにそれを尊重し、生かしていかなければならないという考え方である。

以上「普遍的な人権」の概念について公民的分野の教科書の記述を通してみてきたが、こうした人権についての基本的な考え方を学習することは重要なことであり、中学校での人権についての学習の中で 4 課題（「個別の人権」の課題）と並んで大きな位置を占めるものと考えられる。このことについては、「確定版」も「人が人間らしく幸せに生きていくために法が保障している様々な自由や権利についての学習にも充分力を注ぐ必要がある」と同様の指摘をしている。

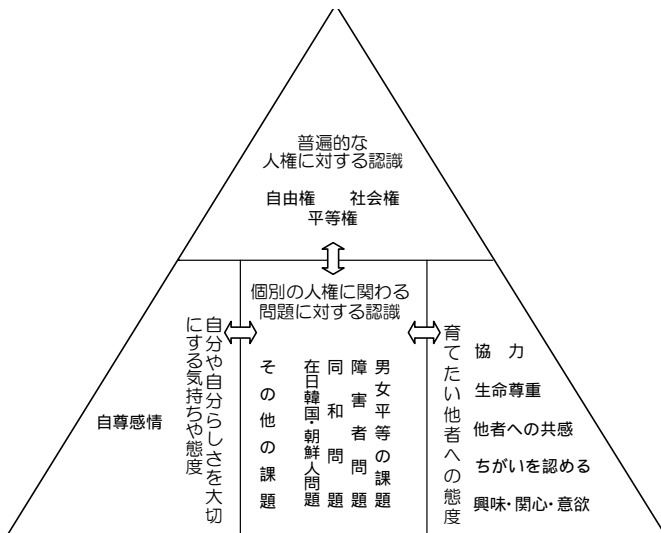
そして、この学習を通して子どもたちに培いたいのは、こうした様々な「権利」を全ての人々が共有できるようにするために、それを法によって「普遍化」してきたという認識であろう。さらにすすめていけば、人権とは人が生きていくために法が保障している権利なのだという認識だろう。

こうした認識において「個別の人権」とこの「普遍的人権」は、つながりあうのではないだろうか。つまり、中学校での人権についての学習では、「個別の人権」の具体的な課題について広く認識することとどまることなく、そこでの課題から人がだれももつ具体的な「権利」を読み取っていくという視点が必要であろう。別な言い方をすれば「普遍的な人権」についての認識を人権の大切さという抽象的な理解の次元にとどめることなく、「個別の人権」という具体的な課題に結びついて考える意味においても両者を関連づけて認識することが重要である。

以上、中学校での人権についての学習は、「普遍的な人権」と 4 課題をはじめとする「個別の人権」の課題を軸に、これまでおもに小学校での 4 課題の基盤となる課題としてきた「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」(自尊感情)と「育てたい他者への態度」とあわせて、左の図のような構想として示した。

第 2 章ではこの学習の構想をもとに、中学校での教科・領域の学習について、人権の視点から検討することとする。

図 1 - 4 中学校での人権についての学習の構想



第2章 中学校の学習を人権の視点でみると

第1節 人権の視点と社会科学習

(1) 中学校の学習における人権の視点

前章では、「普遍的な人権」、「個別の人権の課題」、「育てたい他者への態度」、「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」(自尊感情)の四つを「中学校の学習における人権の視点」と考え、それぞれの関連を構想図として示した。(図1-4)これらの中で「普遍的な人権」と「育てたい他者への態度」、「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」の三つについては、前章でおよその内容を明らかにしてきた。「個別の人権の課題」についても、京都市での重点課題とされた4課題については「4課題の学習内容の柱」(表1-4)などに示した。

しかし、「個別の人権の課題」はこれ以外にも様々な課題がある。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(8)には、「高齢者」や「HIV感染者」なども「人権課題」として示されているし、京都市の「確定版」にも「新たに生じている課題」として「心の健康」、「いじめ」、「不登校」などをあげ、

子どもたちに生ずる課題を人権の視点からとらえることを求めている。

ここではこれまでの人権についての取組も踏まえて、「HIV感染者等の課題」(9)、「高齢者福祉」(10)、「多文化・多民族共生の課題」(11)、「環境問題」、「平和の達成」の5つの課題を「個別の人権の課題」として取り上げることとした。

下の表(表2-1)は、中学校での人権についての学習で取り上げる人権の課題とその具体的な課題(学習することが必要だと考えられることがら)をまとめて整理したものである。

次にこの「中学校の学習における人権の視点」をもとに教科・領域の学習内容を検討していくことにする。あらためていうまでもないが、教科・領域の学習については、学習指導要領に「目標」、「内容」と「指導計画の作成と内容の取扱い」が示されており、それに基づいて教科書と「指導計画」がつけられている。

そこで検討にあたっては、学習指導要領に示された各教科・領域の「目標」、「内容」がこの「人権の視点」とどう関わるか、さらに教科書に示されている具体的な学習内容が「人権の視点」の具体的な課題とどう関連するかという二つの観点から

表2-1 中学校の学習における人権の視点

		具体的な課題(学習することが必要だと考えられることがら)	
普遍的な人権		・人権についての基本的な考え ・自由権 ・平等権 ・社会権	
個別の人権の課題	4課題	男女平等の課題	・性による不平等な社会の現状の認識(・家事労働・雇用や職場での不平等な処遇 ・固定的な性別役割分担意識) ・男女共同参画社会の認識 ・性についての認識
		障害者問題	・障害者に対する理解 ・自立と社会参加が阻まれている状況の認識 ・社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解
		同和問題	・部落差別に関する歴史的背景の認識 ・部落差別の実態の認識 ・国民的課題についての認識
		在日韓国・朝鮮人問題	・在日の歴史的経緯の認識 ・韓国・朝鮮の文化に対する理解 ・民族差別の実態の認識 ・多民族・多文化共生社会についての認識
	その他の課題	HIV感染者等の問題	・HIV感染者、ハンセン病患者等(感染症)に対する理解 ・偏見や差別の状況の認識 ・偏見や差別意識の解消、共存・共生に関する理解
		高齢者福祉	・高齢社会に関する基礎的理解 ・介護・福祉の問題などの課題に関する理解
		多文化・多民族共生の課題	・異文化を尊重する態度 ・異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度 ・就労差別や入居拒否など在外外国人の状況についての認識 ・アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統と現状に対する認識
		環境問題	・環境問題、資源・エネルギー問題など地球的な規模の問題への認識
		平和の達成	・日本の戦争体験を加害側、被害側の双方向的な立場からの認識 ・平和の達成に向けての世界的な努力や試みと日本の役割の認識
		「育てたい他者への態度」	・生命尊重 ・興味・関心・意欲 ・他者への共感 ・ちがいを認める ・協力
「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」	自尊感情		

作業を進めることにした。

前章でも明らかにしたように、人権についての学習は社会科の内容に多くが関連する。そこで、第1節では社会科、第2節ではそれ以外の教科・領域について検討し、その検討の結果をそれぞれの節の末尾に一覧表としてまとめた。(なお、本章での引用で特に注釈のないものは「中学校学習指導要領(平成10年12月)」および「同解説」各教科・領域編からである。)

(2) 人権の視点からみた社会科の学習内容

人権の課題とりわけ個別の人権の課題を解決するためには、その問題の社会的な背景や歴史的経過を認識することが必要である。第1章でも明らかにしたように、中学校では個別の人権の課題についてその歴史、現状、課題を系統的に学ぶことが重要である。こうした意味で社会科は人権についての学習の中心となる教科である。

中学校社会科の教科の目標は、以下のように示されている。

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

ここからもわかるように、社会科学習では「公民的資質の基礎」を養うことが究極のねらいとされ、これは小、中学校一貫して同じものである。国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会を形成していくのに必要な資質には「総則」にも示されているように、「人間尊重の精神」が基盤になっている。したがってこの「公民的資質」には、人権教育の目的とされる「人権の大切さを理解し、人間尊重を規範とした日常の行動がとれる」(「確定版」という資質も含まれるものである。

また目標にある「広い視野に立って」「国際社会に生き」「民主的、平和的な」などの文言に示された社会科学習の目標は、「多文化・多民族共生」「平和の達成」など個別の人権の課題とも深く関わるものである。

中学校社会科は、地理的分野、歴史的分野、公民的分野で構成されており、各分野の学習方法については、第1学年から地理的分野と歴史的分野を並行させて学習させることを原則とし、その基礎の上に第3学年で公民的分野を学習させるように構成されている。

以下それぞれの分野ごとに目標と内容を人権の視点から検討し、その要点を整理する。

地理的分野

「日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、…国土の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、…国土に対する認識を養う」ことが地理的分野の基本的な目標とされている。学習の内容は「世界と日本の地域構成」、「地域の規模に応じた調査」、「世界と比べて見た日本」の3項目から構成されている。

地理的分野の学習にあたっては、全体を通して、地域の特色や産業、開発、自然環境などの問題を広く人権の視点からみることや日本の国内や世界の諸地域には人権が保障されていない人々が数多くいる事実を前提に学習をすすめることが必要であろう。具体的には、世界の国や地域に関わる学習では、「多文化・多民族共生の課題」、「世界と比べて見た日本」には「環境問題」に関連する内容などが取り上げられている。

歴史的分野

小学校では第6学年で人物の動きや文化遺産を中心に日本の歴史を学習する。中学校の歴史学習では「歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解」させることが基本的目標とされているように、歴史全体の流れをつかむことや各時代の歴史的なできごとについてその背景や影響についても学習するなど小学校と比べて系統的な内容になっている。

同和問題、在日韓国・朝鮮人問題などの人権問題を認識するにはその歴史的背景を理解することが重要であり、歴史的分野の学習内容にはこうした問題がその時代の歴史的事象として取り入れられている。同和問題については1975年に歴史的分野の教科書に同和問題に関する内容が明記され、同和問題の認識を育てる指導が歴史的分野での学習を中心としてすすめられてきた。また在日韓国・朝鮮人問題については、1981年「外国人教育の基本方針(試案)」の韓国・朝鮮との関係史についての学習を在日韓国・朝鮮人問題の基本認識を育てる内容として位置づけてきた。

また「他民族の文化、生活などに関心をもたせ、国際協調の精神を養う」という目標はこの分野の学習の中で国際関係や文化交流が大切であることを示したものである。学習を通して日本と外国の歴史や文化との関わりを考え、異文化を理解する内容が取り上げられていることから、在日韓国・朝鮮人問題や多文化・多民族共生の課題に結びつくものである。

他の分野と同様に、歴史学習全体を通して、そ

の時代に生きる人々の姿と歴史的な事象を広く人権の視点からとらえて学習をすすめていくことが必要である。

公民的分野

第3学年で学習する公民的分野は、第1,第2学年での地理、歴史学習の基礎の上に、「民主主義に関する理解を深める」ことが基本的な目標とされ、そのためには「個人の尊厳と人権の尊重」について認識が必要であるとされている。

内容の一つである「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の項目では「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせる」こと

が示されている。第1章で教科書の内容として紹介したように、ここには「普遍的な人権」についての内容が歴史的、体系的に取り上げられており、中学校での人権についての学習の柱になるものである。また「国民生活と経済」には、国民生活と福祉、公害の防止など環境保全の課題が、「世界平和と人類の福祉の増大」には地球環境、資源・エネルギー問題などが取り上げられている。

このように公民的分野には「普遍的な人権」を中心に様々な「個別の人権」の課題にあたる内容が取り上げられており、これまで学んできた「個別の人権」の課題を人権の保障という視点からとらえる学習をすすめていくことが必要である。

表2 - 1 社会科(地理的分野)における人権の視点

(大阪書籍「中学社会 地理的分野」平成14年度版)

学習項目(章)	おもな学習内容	人権の課題	学習場面における人権の視点	
さまざまな地域の成り立ち	2世界の主要な国々(アジアの国々,ヨーロッパの国々と北極,アフリカの国々,アンゴラ・ラテンアメリカの国々,オセアニアの国々と南極)	多文化・多民族共生の課題	・市場の様子,言語のちがいを通して衣服,食生活など文化の多様性を知る。	
地域を調べる	2日本の都道府県について調べて	環境問題	琵琶湖の水環境をめぐる問題について,琵琶湖にかかわり生活する人々や環境を守る努力をしている人々に視点をあてながら理解する。	
	例 人々のつながりに着目して,福岡県を調べる 福岡県と近い国との結びつき	在日韓国・朝鮮人問題	韓国と地理的に近い福岡は,古くから韓国と人やものの動きを通じた結びつきがあったことを理解する。	
3世界の国について調べてみよう	例 世界一の人口をもつ国 中華人民共和国(中国)を調べる	多文化・多民族共生の課題	古くから日本とつながりのあった中国について,人口と国土,農業,資源と工業などの点から理解する。少数民族の問題や広がる環境問題について考える。	
	例 工業が盛んな多民族の国 アメリカ合衆国を調べる ・多民族の国のあゆみを知る	多文化・多民族共生の課題	日本と結びつきの深いアメリカ合衆国について多民族の国のくらしや人種差別や民族差別の問題について認識を深める。	
世界からみた日本	1自然からみた日本の特色	環境問題	自然が失われていく現状の中で自然保護の取組を知り,自然保護について考える。	
	2人口からみた日本の特色	高齢者福祉	日本は人口が多く,人口密度も高く,平均寿命が長い国であることを理解し,少子化,高齢化に伴う課題について考える。	
	3資源・産業からみた日本の特色	環境問題	4大公害など日本の公害について調べ,公害防止や環境保全の取組について考える。今日環境問題は複合的で地球全体のものになっていることを認識する。(公害の歴史)(広がる環境問題)	
	4生活・文化からみた日本の特色	世界と日本人の生活 ・さまざまな食事 ・さまざまな衣服 ・さまざまな住居	多文化・多民族共生の課題	世界各地の食事,衣服,住居と日本のものと比べ,それが各地域の生活に根ざしたのものになっていることを理解する。
		観光開発にゆれる沖縄 ・国際都市,那覇 ・観光開発	多文化・多民族共生の課題	沖縄の歴史を知り,沖縄が国際色豊かな文化をもつ地域であることを理解する。沖縄の人々やアイヌの人々が守り育ててきた伝統文化について知り,その歴史について考える。軍事基地の多い沖縄の現状について知る。
受けつがれる伝統文化	平和の達成			
5結びつきからみた日本の特色	1国際化する世界 2せまくなった日本 さまざまな人の交流	多文化・多民族共生の課題 在日韓国・朝鮮人問題	国際化した日本の社会にはブラジルやペルーなどから日系の二世,三世が外国人労働者として暮らし,文化のちがいや労働条件などさまざまな課題があることを知る。在日韓国・朝鮮人を中心とした文化交流について知る。	

表2-2 社会科(歴史的分野)における人権の視点

(東京書籍「新しい社会 歴史」平成14年度版)

学習項目	おもな学習内容	人権の課題	学習場面における人権の視点
日本の文明のおこりと成り立ち	2 文明の発生と東アジア世界 ・文明の発生 ・中国の古代帝国	在日韓国・朝鮮人問題	朝鮮半島では早くから農耕が発達し、青銅器、鉄器が普及し紀元前後には高句麗がおこったことを理解する。
	3 縄文文化と弥生文化 ・日本列島の誕生と縄文文化 ・弥生文化の成立	在日韓国・朝鮮人問題	紀元前4世紀ころ、大陸(おもに朝鮮半島)から渡来した人々によって、稲作や金属器などが伝えられ、急速に東日本にまで広まったことを理解する。
古代国家の歩みと東アジア世界	5 古墳文化と渡来人 ・古墳文化 ・中国・朝鮮との交流 ・大陸文化を伝えた渡来人	在日韓国・朝鮮人問題	5世紀ころの朝鮮半島の様子(高句麗、百濟、新羅、加羅)と一族でまとまって日本列島に移り住むようになった渡来人が日本の社会に果たした役割について理解する。
古代国家の歩みと東アジア世界	3 奈良時代の貴族と農民 ・人々の身分 ・農民の負担 ・開墾のすすめ	普遍的な人権	奈良時代の人々は良民(公民など)と賤民(奴婢など)などの身分に分けられて戸籍に登録されたことを理解する。
	4 国際的な文化の開花 ・日本最初の仏教文化 ・天平文化 ・歴史書と万葉集	在日韓国・朝鮮人問題	6世紀の半ばに百濟から仏教が伝えられたことや、飛鳥文化を代表する釈迦三尊などの仏像は渡来人の子孫によってつくられたことなどから、朝鮮半島との結びつきの深さを理解する。
	5 平安京と摂関政治 ・平安京 ・最澄と空海 ・摂関政治と国司	多文化・多民族共生の課題	朝廷は東北地方の蝦夷に対して大軍を送り勢力を広げたが、蝦夷は律令国家の支配に強く抵抗し続けたことを理解する。
	6 文化の国風化 ・東アジアの変化と遣唐使の停止 ・国風文化 ・浄土へのあこがれ	在日韓国・朝鮮人問題	平安時代前期の東アジアの変化(中国では唐から宋へ、朝鮮半島では新羅から高麗へ)の様子と日本と交易について理解する。
武士の台頭と鎌倉幕府	3 武士と民衆の動き ・武士と地頭 ・武士の生活 ・民衆の動き	普遍的な人権 男女平等の課題	生活が向上する中で村を中心に、民衆の団結を強める動きが出てきたことを理解する。領地が女子にも与えられ、女性の地頭もいたことを通して当時の女性の地位について考える。
東アジア世界とのかわりと社会の変動	1 モンゴルの襲来と日本 ・モンゴル帝国の拡大 ・二度の元寇 ・鎌倉幕府の滅亡	在日韓国・朝鮮人問題	二度にわたる元寇の後、元の日本襲来が計画だけで終わった背景には、高麗や中国南部、ベトナムで元に反抗する動きが強まったことを理解する。
	2 南北朝の動乱と東アジアの変動 ・南北朝の動乱 ・東アジアの変動 ・琉球と蝦夷地	在日韓国・朝鮮人問題 多文化・多民族共生の課題	朝鮮では高麗が滅び、朝鮮国が建てられ、ハングルが作られ、日本との貿易が開かれたことを理解する。 15世紀ころの琉球王国や蝦夷地のアイヌ民族の動きについて理解する。
	5 室町文化とその広がり ・室町の文化 ・武家文化の成長 ・文化の広がり	同和問題	能楽や庭園などこの時代の芸能、建築にすぐれた才能や技術を発揮したのは、このころ、身分的に、差別され、さげすまれていた階層の人々だったことを理解する。
ヨーロッパ人との出会いと全国統一	4 兵農分離と朝鮮侵略 ・検地と刀狩 ・朝鮮侵略	在日韓国・朝鮮人問題	二度にわたる朝鮮侵略で、これまでの友好的な関係が破壊され、朝鮮の人々や国土に多大の損害を与えたことや、このときに日本に連行された陶工たちによってすぐれた技術が伝えられ、日本の陶磁器に発達に大きな影響を与えたことを理解する。
江戸幕府の成立と鎖国	2 さまざまな身分と暮らし ・武士と町人 ・村と百姓 ・きびしい身分による差別	同和問題	江戸幕府は身分制度をさらに強め、民衆を百姓と町人に分けて支配し、百姓・町人とは別にえた、ひにんとされた人々の存在を利用した差別政策によって幕藩体制を維持し、結果として差別意識が強まっていったことを理解する。
	4 鎖国下の対外関係 ・鎖国下の貿易 ・朝鮮と琉球 ・アイヌの人たちとの交易	在日韓国・朝鮮人問題	鎖国下にあっても朝鮮とは国交が結ばれ朝鮮通信使が来航するなどの友好な関係が続いたことを理解する。蝦夷地の大部分に住んでいたアイヌの人たちとの交易について理解する。
産業の発達と幕府政治の動き	3 享保の改革と社会の変化 ・享保の改革 ・貨幣経済の広がり ・百姓一揆と差別の強化	同和問題	幕藩体制のゆらぎの中、身分による差別が強化されていき、岡山藩では、えたとされた人々が立ち上がり、出された命令を実施させなかったことを理解する。
欧米の進出と日本の開国	1 近代革命の時代 ・ヨーロッパの繁栄 ・アメリカの独立 ・フランス革命	普遍的な人権	フランス革命の中で身分の特権を廃止し、自由、平等、人民主権などをうたう人権宣言が発表され、近代人権確立の基礎となったことを理解する。
	2 産業革命と欧米諸国 ・産業革命 ・資本主義の社会 ・19世紀の欧米諸国	普遍的な人権	19世紀、イギリスでは産業が発達するいっぽうで労働災害や貧富の差をめぐる社会問題が起こったことやアメリカでは奴隷廃止令がだされたことを理解する。
明治維新	1 新政府の成立 ・明治維新 ・藩から県へ ・古い身分制度の廃止	同和問題	新政府は身分制度を廃止し「解放令」を出したが、差別をなくす政策を行わなかったため差別は根強く続いたことを理解する。

	3 文明国をめざして ・殖産興業 ・新しい文化と思想	在日韓国・朝鮮 人問題	政府が蝦夷地を北海道と改め、開拓事業を進めた中で、先住民であるアイヌの人たちは土地や漁場を奪われ、生活を圧迫されたことを理解する。
	4 近代的な国際関係 ・岩倉使節団 ・領土の画定 ・中国と朝鮮 ・沖縄県の設置	在日韓国・朝鮮 人問題	朝鮮を開国させた日朝修好条規の内容は不平等条規であったこと、沖縄県は軍隊の力を背景に反対する人々を押さえて設置されたことを理解する。
日清・日露 戦争と近 代産業	2 日清戦争 ・日清戦争 ・加速する中国侵略 ・三国干渉と日本	在日韓国・朝鮮 人問題	日清戦争は朝鮮をめぐる日本と清の対立であり、朝鮮が主な戦場となったことを理解する。
	3 日露戦争 ・義和団事件 ・日露戦争 ・日露戦争後の日本	在日韓国・朝鮮 人問題	戦争を通じて、日本が列強の一員となり中国・朝鮮への侵略を一層進め、国民には大国意識が生まれ、アジアに対する優越意識が強まっていったことを理解する。
	4 韓国と中国 ・韓国の植民地化・中華民国の成立	在日韓国・朝鮮 人問題	韓国を植民地化して行った過程を朝鮮民衆の抵抗運動、土地調査事業、同化政策、日本や満州への移住の点から理解する。
	5 産業革命の進展 ・産業の発展 ・労働者と農民	男女平等の課題 環境問題	産業革命によって、都市や農山漁村の生活が大きく変わり、人々の生活の向上がみられた一方で、労働問題や社会問題が発生したことを理解する。(足尾鉍毒、製糸女工の労働問題)
	6 近代文化の形成 ・学校教育の普及 ・近代文学の発展 ・新しい芸術	男女平等の課題	女子教育も重視され、与謝野晶子、樋口一葉などの女性の文学者が活躍したことを理解する。学校教育が普及したが当時の女子の就学率は、男子にくらべて著しく低かったことを理解する。
	第一次世界 大戦と アジア・日 本	2 国際協調の時代 ・ベルサイユ条約と国際連盟 ・ソ連とアメリカ ・大衆の時代	男女平等の課題
3 アジアの民族運動 ・中国の反帝国主義運動 ・朝鮮の独立運動 ・インドの民族運動		在日韓国・朝鮮 人問題	大戦後、アジアの民族自決運動の高まりの中で、朝鮮では三・一独立運動が起き、全土に広がったことを理解する。 (柳寛順、柳宗悦)
5 民衆運動の高まり ・社会運動の高まり ・解放を求めて ・婦人運動の台頭		同和問題、 多文化・多民族 の課題、 男女平等の課題	社会運動の高まりの中で、被差別部落の人々が差別からの解放をめざす全国水平社を結成し、運動が全国に広がったことを理解する。差別に苦しむアイヌの人々の解放運動、女性差別からの解放をめざす婦人運動もさかんになったことを理解する。
6 新しい生活と文化 ・関東大震災・大正期の教育と文化 ・大衆文化の登場		在日韓国・朝鮮 人問題	関東大震災の混乱の中で起こった朝鮮人虐殺事件の背景には、韓国併合以降つくられてきた朝鮮人に対する蔑視・差別意識があったことを理解する。
世界恐慌 と日本の 中国侵略	4 日中全面戦争 ・日中戦争の勃発 ・抗日民族統一戦線 ・強まる統制経済	平和の達成 在日韓国・朝鮮 人問題	戦時体制が強められる中、朝鮮では皇民化政策(日本語の使用、神社参拝、創氏改名)がとられ、志願兵制を実施し、戦争に動員したことを理解する。
第二次世界 大戦と アジア	2 戦時下の生活 ・総力戦と戦争の長期化 ・戦争と国民生活 ・戦争と人々の犠牲	平和の達成 在日韓国・朝鮮 人問題	戦争の長期化とともに人々の生活が破綻していく実態を理解する。多くの朝鮮人や中国人が強制的につれてこられ、日本の鉱山や工場で過酷な労働を強いられたことを理解する。
	3 戦争の終結 ・ドイツ・イタリアの降伏 ・日本の降伏	平和の達成	沖縄戦、広島、長崎への原爆投下などを通して戦争終結の経過を理解し、戦争の被害の実態から人々の苦しみについて考える。
日本の民主 化と国際 社会への 参加	1 占領と日本の民主化 ・占領と戦後改革 ・日本国憲法	普遍的な人権 男女平等の課題	国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原理とする憲法が制定され、多くの法律や制度も男女の平等を基本とするものに改められたことを理解する。
	2 二つの世界とアジア ・国際連合と冷戦 ・植民地の解放とアジア	在日韓国・朝鮮 人問題	日本の敗戦により植民地支配から解放された朝鮮は、冷戦のもと、朝鮮戦争休戦後の現在まで南北に分断されていることを理解する。
国際社会 と日本	2 国際関係の変化 ・日米関係と沖縄の復帰 ・アジア諸国との関係 ・国際協調	在日韓国・朝鮮 人問題	日本は大韓民国と日韓基本条約を結び政府として承認したが、朝鮮民主主義人民共和国との国交は開かれていないことを理解する。
	3 21世紀の世界と日本 ・民主化の課題 ・グローバル化	普遍的な人権 (個別の人権)	差別をなくし人権を尊重する社会を築くことが日本の社会の大切な課題であることを理解する。(部落差別の撤廃。在日韓国・朝鮮人、アイヌの人々、外国人労働者への差別や偏見をなくす。女性、高齢者、障害のある人たちの自立につながる。子どもの権利を保障する。)

表2 - 3 社会科（公民的分野）における人権の視点

（大阪書籍「中学校社会公民的分野」平成14年度版）

学習項目	おもな学習の内容	人権の課題	学習場面における人権学習の視点
私 わた した ちを とり ま く 社 会 生 活 と 現 代 社 会	2 経済成長とわたしたちの暮らし ・ 経済成長と暮らしの変化をさぐる ・ 変わってゆく暮らし ・ 経済成長の影の部分	環境問題	高度経済成長にともなう社会の変容について暮らしの変化に着目して理解し、その問題点(自然環境破壊・公害等)について考える。
	・ 高度成長後の暮らしをさぐる ・ 安定した成長 ・ 今日の暮らしの豊かさとは	普遍的な人権	高度成長後の日本の経済の様子を理解し、本当の豊かさとは何かを考える。
	3 結びつく日本と世界 ・ 世界の中の日本経済をさぐる ・ 日本経済の大きさ ・ 海を渡る人とお金	多文化・多民族共生の課題	世界の国々と経済的な結び付きが深まった様子を理解し、外国人労働者の受け入れの課題について考える。
	・ 国際社会と日本の役割をさぐる ・ アジアに目を向けて ・ 結びつく世界と日本		世界の諸国との友好関係が成立し国際交流が深まったことを理解し、貧困や戦乱に苦しんでいる人々への日本の役割について考える。
わ た し た ち の 生 き る 社 会	1 個人と社会 ・ 一人の人間として ・ 個人の尊重 ・ 個人と社会 ・ 家族と社会 *自分らしく生きる	普遍的な人権	個人の尊厳や両性の本質的平等の考え方について理解する。 自分らしく生きることを考える。
	・ わたしたちと社会 ・ 社会とルール ・ 社会と責任		人間として互いの人権を尊重して社会で生活していくには個々の利害を調整し、社会の秩序を維持していくためのルールが必要であることを理解する。
わ た し た ち の 生 活 と 政 治	1 法に基づく政治と日本国憲法 ・ 法に基づく政治と憲法 ・ 法に基づく政治 ・ 憲法に基づく政治 ・ 最高法規としての憲法	普遍的な人権	憲法は政治の仕組みの骨格を定め、人々の人権を保障するための国の最高法規であることを理解する。
	・ 日本国憲法の制定と国民主権 ・ 日本国憲法の制定 ・ 三つの基本原則 ・ 国民主権 ・ 憲法の改定		日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの基本原則から成り立っていることを理解する。
	2 日本国憲法と基本的人権 ・ 人権思想のめばえ ・ 基本的人権の尊重 ・ 日本国憲法の人権保障		基本的人権の理念が人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、日本国憲法は人権尊重主義を徹底しようとしていることを理解する。
	・ 自由に生きる権利 ・ 自由権とは ・ 精神の自由 ・ 生命・身体の自由 経済活動の自由	同和問題 男女平等の課題 在日韓国・朝鮮人問題 障害者問題 多文化・多民族共生の課題	自由権の意義やその大切さ、獲得の歴史を理解する。
	・ 等しく生きる権利 ・ 平等権とは ・ わたしたちの社会と差別 ・ 差別をなくすために		平等権の意義や現在なお存在する差別について、歴史的経緯や身近な事例を基に理解する。(部落差別、女性差別、障害者差別、在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族、外国人労働者への差別など)
	・ 人間らしい生活を営む権利 ・ 社会権とは ・ 生存権 ・ 教育を受ける権利 ・ 勤労の権利 ・ 労働基本権		社会権の確立された経緯を貧困や失業などの社会問題と関連付けて理解する。
	・ 人権の保障を実現するための権利 ・ 参政権 ・ 救済を求める権利(請求権)		参政権や請求権が基本的人権を実現するための権利であることを理解する。
	・ 社会の変化と人権尊重の広がり ・ 幸福を追求する権利 ・ 環境権 ・ 知る権利 ・ プライバシーの権利 ・ 人権尊重の国際的広がり		社会の変化に応じた新たな人権の意義と内容について、社会事情の変化と関連付けて理解し、人権尊重の国際的広がりについて考える。
	・ 公共の福祉と国民の意義 ・ 人権保障の意義 ・ 人権と公共の福祉 ・ 国民の意義		人権には、他者の人権を侵害してはならない限界があることを理解し、基本的人権と公共の福祉とのあり方について考える。
	2 日本の平和主義 ・ 日本国憲法の平和主義 ・ 前文と第九条 ・ 自衛隊と自衛権	平和の達成	日本国憲法に示されている平和主義について理解し、その意義について考える。
・ 世界の動きと平和主義 ・ 国連の平和維持活動 ・ 安保条約と自衛隊 ・ 国際紛争と日本の役割		平和の達成に向けての近年の世界の動きの中で、平和主義を掲げる日本が果たすべき役割について考える。	
国 民 主 権 と 日 本 の 政 治	3 国民の代表機関としての国会 ・ 国会の地位としくみ ・ 国会の地位 ・ 国会のしくみ	普遍的な人権	政治をより均衡のとれたものにするためには、女性の政界進出を拡大していく必要があることを理解する。
	5 人権を守る裁判所 ・ 裁判のしくみと人権尊重 ・ 民事裁判と刑事裁判 ・ 三審制 ・ 裁判と人権尊重 ・ 弁護士の役割		法に基づく公正な裁判によって、社会の秩序が保たれ人権が守られていることを理解する。

わたしたちの生活と経済	生産のしくみ	3 働く人をめぐる問題 ・働くことの意味 ・なぜ働くのか ・失業	普遍的な人権	働くことの意味を憲法の権利と義務と関連させて理解する。
		・今日の職場の問題 ・変わる雇用 ・多様化する労働条件 ・労働組合		雇用と労働条件の改善について、労働組合や労働基準法と関連させて理解する。
		・女性の労働をめぐる問題 ・女性と労働 ・男女共生社会と職場（均等法はできたけれど 障害者が働ける場所を求めて）	男女平等の課題 障害者問題	男女がともに安心して働くことができるためには、男女共生社会の実現が不可欠であることを理解する。
国民生活の向上と福祉	2 福祉の充実と生活環境の整備 ・社会保障のしくみ・生存権と社会保障・社会保障制度	・福祉の充実と生きがい ・高齢社会を支えるもの ・福祉の充実をめざして ・(ボランティア活動から福祉について考えよう) ・「ふつう」の社会をめざして	高齢者福祉 障害者問題	国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むための社会保障のしくみについて理解する。 少子高齢社会における社会福祉のあり方やそれに伴う介護保険制度のしくみについて理解する。ボランティア活動をする上で必要なことからや配慮しなければならないことから理解する。
		・生活環境の保全と社会資本の整備 ・生活環境の改善 ・社会環境の改善 ・社会資本の整備	環境問題	安全で快適な暮らしを実現するために必要なことについて、生活環境や社会環境、社会資本などの観点から理解する。(4 大公害病の訴訟)
現代の国際社会	国際社会と人類の課題	2 人類の課題 ・一体化する国際経済 ・国境のない経済・地域統合の動き・南北問題	普遍的な人権	南北問題など、国際社会の抱える諸問題について、人権の尊重という視点から理解する。
		・資源・エネルギーと食料問題 ・資源 ・エネルギー ・食料問題	環境問題	資源・エネルギー、食料問題などにかかわる課題について人権の尊重という視点から理解する。
		・地球の環境を守るために ・地球環境問題 ・地球環境問題と国際的な協力		地球環境問題にかかわる課題について人権の尊重という視点から理解する。
		・平和で豊かな世界を求めて ・戦争の反省に立って・軍縮への動きと課題 ・世界平和と日本の責任	普遍的な人権 平和の達成	戦争を防止し、世界平和を確立するための取組について理解する。

第2節 人権の視点と教科・領域

(1) 教科

① 国語科

国語科では、「適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高める」ことが最も基本的なねらいとして示されている。この「適切に表現し正確に理解する能力」や「伝え合う力」は、人権について認識し、それを表現や行動として示していくための力、いわゆる「スキル(技能)」として重要である。報告465(小学校での「教科・領域における人権学習の視点」)ではこれらを「コミュニケーションの力」として人権の「基盤となる課題」に含めて検討した。しかし、本稿での「中学校の学習における人権の視点」にはこれらの「スキル(技能)」を取り上げることはしていない。

一方、言語能力や読書に親しむ態度を育成するために取り上げられる教材(文)の内容には、「人権の視点」をもつものがある。学習指導要領には教材(文)を取り上げる観点を10項目示しているが、その中には、人権尊重の視点とつながる次のような観点があげられている。

- ・人生について考えを深め豊かな人間性を養い、たくましく生きる意思を育てるのに役立つこと。/・人間,社会,自然などについて考えるのに役立つこと。/・広い視野

から国際理解を深め、日本人としての自覚をもち、国際協調の精神を養うのに役立つこと。

ここには、様々な人権の課題が含まれると考えられる。こうしたことから、国語科では、教科書に取り上げられている教材(文)の内容を広く「人権の視点」から検討することとした。取り上げた教材(文)を使つての実際の学習場面ではその取扱い、学習のねらいによって多様であろうが、その教材(文)を読み深めることを通して、人権を尊重する態度の育成や様々な人権についての認識を深めることにつながるものと考えられる。

数学科

数学科では「数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察する能力を高める」ことを目標とする。「数理的に考察する能力」は広い意味では人権について認識するための「スキル(技能)」に含まれるとも考えられるが、学習内容には人権の視点に含まれるものは見当たらない。報告462の小学校で場合も基本的に同じであったが、教科書を検討した際に、教科書の挿絵、グラフ、表などには人権という視点から留意を要する箇所があった。

(例えば、第4学年「調べ方と整理のしかた」に

は保健室のけがの記録を表に整理する学習課題がある。調べる観点のひとつに「男女別では、どんな場所でけがをする人が多いか」という項目があり、調べて見ると男子は校舎の外でのけがが多く、女子は校舎の中でのけがが多くなっている。男女平等教育の視点から留意を要するところである。) 中学校の教科書についてもこうした視点から検討したが、今回採択の教科書では見当たらなかった。

理科

理科には「自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う」という小学校、中学校とも共通する目標が示されている。中学校での内容は第1分野(物理,化学)と第2分野(生物,地学)の二つに分けられている。「自然の事物・現象」を対象にする理科学習では、生物に関わる学習が「人権の視点」の「生命尊重」の態度や「男女平等の課題」に関連するものと考えられる。具体的には第2分野の「動物の生活と種類」「生物の細胞と生殖」の学習項目が関連するものと考えられる。特に「細胞レベルで見た生物の体のつくりと生殖について理解」する「生物の細胞と生殖」の項目では、男女平等の課題の「性についての認識」が関連内容として含まれると考える。また総合的な見方を養う観点から、選択的に履修する内容として新設された「科学技術と人間(第1分野)」と「自然と人間(第2分野)」は、「エネルギー資源の利用と環境保全との関連」や「自然界における生物相互の関係や自然界のつり合い」についての学習内容を含むことから「環境問題」につながるものと考えられる。

音楽科

音楽科には「音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う」という目標が示されており、内容は「表現」「鑑賞」の二領域に分けられている。このうち「鑑賞」の領域には、第1学年での「鑑賞の活動」を通して指導することがらとして「世界の諸民族の音楽...から音楽の多様性を感じ取って聴くこと」や「音楽をその背景となる文化・歴史などがかかわらせて聴くこと」という内容が示され、さらにそれが「第2学年及び第3学年」では「音楽の多様性を理解して聴く」や「背景となる文化・歴史や他の芸術などのかかわりなどから、総合的に理解して聴くこと」という発展したものとなっている。ここでは「世界の諸民族の音楽」の鑑賞を通して「人類の音楽文化が多様であること」や「社

会や文化・歴史などと密接に結び付いていること」などを学び、「生徒自身がその音楽の背景となる文化や歴史を調べる学習」などが考えられる。とりわけ第1学年の鑑賞教材においては「世界の諸民族の音楽」の中でも「主としてアジア地域の諸民族の音楽のうちから適切なものを選んで取り上げるようにすること」とされていることから、第1学年の教科書では、アジアの音楽という題材が示され、中国や韓国・朝鮮の音楽を取り上げている。小学校の場合においても、第6学年で中国や韓国・朝鮮などのアジアの歌が教科書で取り上げられている。このように音楽科では、表現及び鑑賞教材として取り上げられている「世界の諸民族の音楽」の学習が、民族の多様性やその文化的、歴史的な背景などに関わって音楽を鑑賞することから、「多文化・多民族共生の課題」や「在日韓国・朝鮮人問題の課題」(文化についての理解)につながると考える。

美術科

美術科には「美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う。」という目標が示され、音楽科と同様に、「表現」「鑑賞」の2領域に分けられている。

感性は「様々な対象・事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る」「直感的な心の働きであり、「情緒」は「美しいものやよりよいものに憧れ、それを求め続けようとする」心の働きとされている。いずれも「豊かな精神や人間としての在り方や生き方に強く影響していく」ものである。目標に示されたこの「感性を豊かにし」「豊かな情操を養う」という美術科の目標が「人権の視点」として取り上げた「育てたい他者への態度」や「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」と関わるものと考え、その内容を検討する。

「絵や彫塑などに表現する活動」には、「対象を見つめ感じ取ったよさや美しさ、想像したことなどを基に主題を発想すること」(第1学年)や「対象を深く見つめ、感じ取ったこと、考えたこと...など心の世界をスケッチに表すこと」(第2学年及び第3学年)が示されている。また「自分の表したい感じを大切にしたい多様な表現方法を工夫」することも合わせて示されている。これらの内容の中で描く対象が人物などの場合は、人のもつ雰囲気などを捉えたり自分の内面を深く見つめたりするという点から「育てたい他者への態度」や「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」に関わるも

のである。一方「デザインや工芸などに表現する活動」には「使用するものの気持ち」などから発想し構想する内容が示されている。これは発想や構想の段階でこうした使用者(他者)を思いやる気持ちを色や形、材料に込めることだと考えられる。これは「美術による他者理解」という意味で「育てたい他者への態度」につながるものである。さらに「鑑賞」の領域には「日本及び諸外国の美術の文化遺産を鑑賞し...美術を通じた国際理解を深めること」特に「アジアの文化遺産についても取り上げる」ことが示されている。これは各地に遺産として残る美術文化の鑑賞を通して共通性と違いを理解し、互いに尊重し合う態度を培うことをめざしたものである。音楽科の場合と同じように「多文化・多民族共生の課題」や「在日韓国・朝鮮人問題の課題」(文化についての理解)につながると考える。教科書の内容の検討にあたってはこれらがより明確に示されている題材(単元)を取り上げて「人権の視点」として示した。

保健体育科

体育分野と保健分野で構成される保健体育科では「明るく豊かな生活を営む態度を育てる」ことが究極的な目標として示されており、そのために「心と体を一体としてとらえ」二つの分野を関連させて指導することが重要であるとされている。

体育分野では、生徒がただ単に運動をすることだけではなく、自己の能力に適した運動の課題の解決をめざして取り組み、そこから得られた充実感や仲間と競ったり、協力したりして課題を解決した喜びなどが広い意味で人権とつながると考えられる。具体的には「運動における競争や協同の経験を通して、公正な態度や、進んで規則を守り互いに協力して責任を果たすなどの態度を育てる」という目標が「育てたい他者への態度」に関わるものと考えられる。

保健分野は、「心身の機能の発達と心の健康」、「健康と環境」、「傷害の防止」、「健康な生活と疾病の予防」の4つの内容で構成されている。そこには「個別の人権の課題」に直接関連するものがある。例えば「健康と環境」の中の「飲料水や空気」「廃棄物」についての学習は「環境問題」に、「健康な生活と疾病の予防」の中の「感染症」についての学習は「HIV感染者等の問題」にあたると考えられる。「心身の機能の発達と心の健康」には、思春期における「自己の認識」、「自己形成」に関わる内容がある。これは「自己を客観的に見つけ、他人の立場や考え方を理解できる」ように

なる中学生期には「自分らしさ」を見つけ築いていくことが大切であることを理解させる内容であり、「自分や自分らしさを大切にしようとする気持ちや態度」に関わるものである。このように保健分野の学習には「人権の視点」に関連する内容が多くみられる。

技術・家庭科

技術・家庭科は、「生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる」という目標が示され、「技術」と「家庭」の2分野で構成されている。

このうち「技術分野」は「ものづくりやエネルギー利用」についての知識と技術を習得する「技術とものづくり」とコンピュータ活用等に関する知識と技術を習得する「情報とコンピュータ」の二つの学習内容に分けられている。

「技術とものづくり」では、ものづくりの基礎的・基本的な内容を実践的・体験的な活動を通して学習する。この中には「技術が生活の向上や産業の発展に果たしてきた役割について考えること」や「技術と環境・エネルギー・資源との関係を知ること」などが示されている。これは環境の保全や人間生活の向上のための技術の発展についての学習展開が考えられることから、「環境問題」に関わるものと考えた。また「情報とコンピュータ」では、情報活用能力を育てる観点からコンピュータの基礎的・基本的な内容を学習する。この中には「情報手段の特徴や生活とコンピュータとのかかわりについて知ること」や「情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること」など人のくらしや人権に関わる内容も含まれている。

一方「家庭分野」は「衣食住に関する基礎的な知識と技術」を習得する「生活の自立と衣食住」と人間が生活するよりどころとなる家族や「家庭の機能」について理解を深める「家族と家庭生活」の二つの内容に分けられている。

「生活の自立と衣食住」では「栄養と食事」、「食品と調理」、「衣服の選択と手入れ」、「室内環境の整備と住まい方」などの衣食住に関する基礎的・基本的な内容を実践的・体験的な活動を通して学習する。これらの「衣食住」に関わる知識や技術は人が生きていくうえで欠かせず、男女とも身につけていく必要があるという意味で、「生活の自立と衣食住」の学習全体が男女平等の課題に関わるものである。また「家族と家庭生活」では「自分

の成長と家族のかかわり」,「幼児の発達と家族」,「家庭と家族関係」,「家庭生活と消費」などの学習を通して,家庭や家族の基本的な機能やその重要性についての理解と消費者としての自覚を高めることをねらいとしている。家族や地域の人たちとともに生きるという課題に関わるこの「家族と家庭生活」の学習は男女共同参画や地域での高齢者や障害者とのふれあいなどの人権の課題につながるものとする。このように人が生活するためのよりどころとなる家族や家庭の在り方を理解し,自立した生活を営む力を育むことをねらいとしている家庭分野には「人権の視点」に関わる内容が多くある。

外国語(英語)科

今回の学習指導要領の改訂で外国語科が必修とされ,「英語」を履修させることが原則となった。「英語」では外国語科の目標を踏まえて「聞く」「話す」「読む」「書く」の四つの領域別の目標と「言語活動」「言語材料」の内容が示されているが,国語科の場合と同様,ここには直接「人権の視点」に結びつくものはない。

しかし,外国語の学習には必然的にその言葉を通して異文化を理解するという側面があり,外国語科としての目標にも「外国語を通して,言語や文化に対する理解を深める」ことが示されている。これは「その言葉のもつ仕組み,意味,その働きがわかるようになること,さらには,その言葉の背景にある文化への理解を深めることの重要性を述べたもの」と説明されている。したがって,英語という教科全体を通しての「言語や文化に対する理解」という目標は「異文化を尊重する態度」や「異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度」という「人権の視点」に関連するものと考えられる。また「実践的コミュニケーション能力」を育成するために教科書に取り上げられた教材の中には,その題材や内容が「人権の視点」につながるものがある。学習指導要領は英語科の教材を取り上げる際に配慮する観点として3点をあげている。

ア 多様なものの見方や考え方を理解し,公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。ノイ 世界や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに,言語や文化に対する関心を高め,これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。ノウ 広い視野から国際理解を深め,国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに,国際協調の精神を養うのに役立つこと。以上のことから英語科においては主にこの「国

際理解を深め,国際協調の精神を養う」という観点から,教科書の内容と「指導計画」を検討した。

(2) 道徳・特別活動・総合的な学習の時間

① 道徳

道徳教育ではその目標からもわかるように「人間尊重の精神」を軸に,人間性豊かな道徳性を培うことが重要であり,当然「人権の視点」とも深く関わるものである。学校の教育活動全体で取り組む道徳教育のかなめとしての道徳の時間では,人権についての学習を進めていく場としても大きな位置を占めるものと考えられる。

さらに道徳の内容を見るとその関連はより具体的に明らかになる。道徳の学習内容は,「1 主として自分自身に関する事」から「4 主として集団や社会とのかかわりに関する事」まで4項目に分類され,中学校では全部で23の価値項目が示されている。これらは広い意味ですべて人権の視点と関連するものと考えられる。報告465では「京都市道徳指導資料集 - ゆめ(夢)いっぱい」に掲載された資料を人権の視点から検討したが,中学校では学校によって取り上げている資料が多様であることなどから具体的な検討は今後の課題とする。

特別活動

特別活動には,「集団活動を通して,...よりよい生活を築こうとする自主的,実践的な態度を育てるとともに,人間としての生き方についての自覚を深め,自己を生かす能力を養う」という目標が示され,学級活動,生徒会活動,学校行事の三つの内容から構成されている。京都市ではこれまでに「同和問題」,「在日韓国・朝鮮人問題」などの課題を学級活動の時間の中でいわゆる「人権学活」として取り組んできた。こうした経過もあり,「指導計画」には,指導要領に示された学級活動の3項目の内容以外に「同和問題をはじめとする人権問題に関すること」という項を加えている。

総合的な学習の時間

「地域や学校,生徒の実態等に応じて,横断的,総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動」を行うものとして創設された総合的な学習の時間には「よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」と「問題の解決や探求活動に主体的,創造的に取り組む態度を育て,自己の生き方を考えることができるようにすること」の二つのねらいが示されている。

特別活動と総合的な学習時間では、課題の取り上げ方が大きく異なるが、取り上げる学習の内容

によって、多様な人権についての学習の場となるものとする。

表2 - 5 国語科における人権の視点

(光村図書「国語」平成14年度版)

年	単元・題材	学習の内容	人権の課題	学習場面における人権の視点
第1学年	(一)新しい出会い ・言葉で伝えよう 写真から 詩や文章から ・「友情」ってなんだろう 「親友」(小説)	好きな写真につけた題名について伝え合う。	他者への共感、ちがいを認める	写真を人権の視点からとらえる。人の立場に立って考え、人それぞれに先入観や価値観の違いがあることに気づく。フォトランゲージ
		好きな言葉や表現を持ち寄り、感想を伝え合う。		詩の言葉を人権の視点からとらえる。
		友情について考え、意見を発表し合う。		「わざと転んでくれた」知美の行為や朝子と周りの子どもたちの関係について考える。スピーチの会を開き、「友情」についての自分の考えを伝え、お互いを認め合う。
	(三)物語を楽しむ ・大人になれなかった弟たちに... (物語)	作者の思いをとらえ、強く心にひびいたことを中心に感想を伝え合う。	平和の達成	人々の普通の願い(人権)さえ認められない「戦争」中の作者の体験から、「僕」や「母」の心情を読み取り、作者が伝えたい平和への思いについて考える。
	(四)暮らしを見つめる ・魚を育てる森「めぐる輪」の中で生きる」(説明文)	筆者の考えや示されている事実をとらえ、自分にとっての課題を見つける。	環境問題	環境について、今考えなければならないのはどんなことだろう。今の自分たちの暮らし方、考え方をどのように見直さなければならないかを考える。
本の世界を広げよう ・スーパービート板	読んだ本を話題に話し合う。	障害者問題	「スーパービート板」「五体不満足」を通して、公立の普通学校で学ぶ障害のある筆者と両親、先生、仲間たちの思いを感じ取り、障害のある人たちの権利について考える。	
第2学年	(二)世界に目を向ける ・文章の展開をとらえ、考えを深めよう ・テーマに沿って考えよう ・立場を明確にして、話し合いに参加しよう	「伝え合い」筆者の論理の展開をとらえる。	多文化・多民族共生の課題 平和の達成	普段は何気なく使っている言葉やあたりまえだと思っていることが住んでいる場所、文化、生活習慣などによってずいぶん違うことに気づき、異なる文化に属する人々との交流について考える。
		「マドゥーの地で」体験を通して筆者が得たものは何かを考える。		「国境なき医師団」に参加した筆者の体験から、世界にはさまざまな国で過酷な状況におかれている人々がいることを知り、「人のいのち」「平和」「ボランティア」などについて考える。
	(三)心のきずなをとらえる ・作品から感想を深めよう ・感想の深まりを伝え合おう	ゼブラ(小説)	平和の達成	「世界に目を向ける」という大きなテーマの中で課題を決め、情報を集め自分の意見を文章にまとめる。まとめた意見文をもとに選んだ話題を整理し、グループごとにパネルディスカッションをする。
		字のないはがき(随筆)		「左手」「ヘリコプター」など二人の関係を象徴することがらの読み取りを通して、ウィルソンの平和への思いにふれる。
	本の世界を広げよう ・モアイは語る	文章を読んで、筆者の考えをとらえる。	環境問題	家族のきずなの深さにもかかわらず、一緒に暮らすことさえ許されなかった戦争のもつ非人間性に気づく。
	好きな作品を選び、自ら取り組もう ・葉っぱのフレディ	自分で作品を選び、課題や活動を考えて学習する。	ちがいを認める 自尊感情	「モアイは明日の地球を予言している」という警告の意味をイースター島での文明崩壊の過程と現代の環境問題から考える。
	書くことの学習1 問題意識から意見へ	問題意識から自分の意見をもつ。 (例)「バリアフリー」	障害者問題 高齢者福祉	「一人一人がちがうからこそ生きていることがすばらしい」ことやいのちの意味について考える。
本の世界を広げよう ・握手	作品を読み味わい、読書の幅を広げる。	平和の達成	(例)「バリアフリー」について、普段の生活で気づいたこと、頭の中でひらめいた考え(問題意識)を整理し、一つのまとまった自分の意見として提示できるようにする。	
第3学年	(四)状況に生きる人間の生きる姿をとらえる ・作品の背景となる時代の状況とのかかわりを理解する ・視野を広げ、考えを深めよう ・自分の考えを訴えよう	二つの悲しみ(随筆)	平和の達成	作品を読み味わうことを通して、三度の「握手」の意味と背景を理解し、平和への願いを確かなものにする。
		お辞儀をする人(詩)		「二つの悲しみ」について、状況とのかかわりを通して理解し、戦争が奪った「悲しみ以上のかけがえのないもの」について考える。
		表現の仕方を工夫して書く。		「中国残留孤児」について知る。劉桂琴さんの「こちらに向かって」や「だれにともなく深く一礼」の意味について考える。
	(五)未来に向かって「わたしのアルバムを編む」	聞き手の心に届くようにスピーチする。	多文化・多民族共生の課題 男女平等の課題	状況と人間に関して読書やインタビューを通して材料を集め、文章にまとめて交換する。
温かいスープ		聞き手の心に訴えるスピーチを考え、スピーチ会を開き、今の自分たちのものの見方や考え方を聞いてもらう。		
	わたしを束ねないで		筆者の経験した料理店の人々の行為から伝わってくる温かさについて、国際性の基調について考える。	
			「わたしを束ねないで」というメッセージにこめられた作者の思いに迫り、自分らしい生き方とはなんなのかを考える。	

表2 - 6 理科における人権の視点

(大日本図書「中学校理科」平成14年度版)

分野	単元・題材	学習の内容	人権の課題	学習場面における人権の視点
第3学年	第1分野	7 科学技術と人間の生活 エネルギー資源・エネルギー利用の問題点 科学技術とわたしたちの暮らし(選択) ・環境を守る技術を調べよう	環境問題	エネルギーの有効利用や再生可能なエネルギーの研究開発が地球環境を守るのに重要であることを認識する。 地球環境との調和を図りながら科学技術を発展させることが大切であることを認識する。
		5 細胞と生物のふえ方 生物のふえ方 ・親の特徴はどのように子に伝えられるか	(関連) 男女平等 の課題	有性生殖をする生物では、両親の特徴が子に伝えられる。ヒトの生殖と染色体についての学習を通して、ヒトの性について考える。
	7 自然と人間 生物と生活とつながり ・物質は自然界をどのように循環するか。 身近な自然 ・自然環境はどのようにつりあっているか。 自然環境と人間の生活(選択) ・自然はどんな恩恵をもたらしているか	環境問題	自然界ではさまざまな生き物がたがいにつりあいを保って生活し、自然環境はこうした自然界のつりあいの上に成り立っていることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識する。	

表2 - 7 音楽科における人権の視点

(教育芸術社「中学生の音楽」平成14年度版)

内容	題材・教材	人権の課題	学習場面における人権の視点
第1学年	鑑賞 詩と旋律 花の街	平和の達成	「戦争によってさまざまな苦しみや悲しみを味わった人々の姿を映したものです」という詩に込められた思いを音楽や作詞者の言葉から感じ取る。
	鑑賞 アジアの民族音楽 ウッド(クウェート) カヤグム(朝鮮半島)他	多文化・多民族共生の課題	その国独自の音楽をはぐくんできたアジア諸国の音楽に触れ、民族の音楽の多様性を感じ取る。
第2・3学年	鑑賞 世界の民族音楽 オルティンドー(モンゴル) カヤグム並唱(朝鮮半島)他	多文化・多民族共生の課題	世界の国々の歌を中心とした音楽を聴き、民族の音楽の多様性を理解する。
	鑑賞 世界の民族音楽 バラライカ(ロシア) シタール(インド)他	多文化・多民族共生の課題	世界の民族音楽の響きを感じ取り、民族の音楽の多様性を理解する。

表2 - 8 美術科における人権の視点

(開隆堂「美術」平成14年度版)

内容	題材	学習の内容	人権の課題	学習場面における人権の視点
第1学年	出会いのデザイン - 校内表示のマーク -	デザインの基礎的な技法を学習する。	他者への共感	デザインには、自分の気持ちを効果的に伝えるという目的と同時に、人と人とを結びつける役割がある。見る人の立場になってアイディを考え、自分らしい色や形の組み合わせを工夫して、作品を仕上げる。
	友達発見 - 個性をとらえて表す - (教科内選択 淡彩画 版画、立体)	友達をよく観察することにより、その姿に親しみをこめて淡彩画、版画、立体などで表現する。	他者への共感	友達をよく観察し個性をとらえて表すことで、互いに認め合い、よりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。
第2学年	絵 自分を見つめる - 表し方を工夫して - (教科内選択「心の世界」)	今の自分をよく見つめ、心の中や自分らしさが表れるような自画像を描く。	自尊感情	自画像を制作することを通して、自分の内面を深く見つめ、自分らしさについて考える。

	デザイン	伝達のデザイン - ポスターやマーク 図で表す -	学校生活など身近な生活の中から情報を収集し、形や色を工夫した伝達のデザインを考えて制作する。	環境問題	環境問題など自分が訴えたい伝達内容について考えて制作する。
第3学年	鑑賞	世界は友達 - 共に生きる 感じあう -	世界各地の生徒たちの作品を鑑賞する。	多文化・多民族共生の課題	文化や自然環境、生活習慣のちがいについて作品を通して感じ取り、ちがいを認め合えるようになる。
	鑑賞・デザイン工芸	やさしさのデザイン - だれもが安全に快適に - 新製品をつくろう	・身のまわりや社会に目を向けだれもが安全で快適に過ごし、使用することのできるデザインについて考える。 ・新製品をデザインする。	障害者問題 高齢者問題 環境問題	若い人や元気な人だけでなく、高齢者、体が不自由な人も共に便利に使える「人にやさしいデザイン」(ユニバーサルデザイン)や資源の有効な活用を図り、環境を守る「地球にやさしいデザイン」について知る。 「人にやさしい」「地球にやさしい」製品をデザインする。

表2 - 9 保健体育科における人権の視点

(学習研究社「中学保健体育」平成14年度版)

単元	学習の内容	人権の課題	学習場面における人権の視点
第1学年	3 性機能の成熟 ・思春期の体の変化・排卵と月経のしくみ ・射精のしくみ ・受精と妊娠	男女平等の課題	思春期の体の変化が起こるしくみについて理解し、成熟しつつある体を大切にするとともに、自分と異性の体や心について理解し、尊重しあう人間関係を育てていくことの大切さに気づく。
	4 性とどう向き合うか ・異性とのかかわり・性情報への対処		
	6 人とのかかわり ・中学生は大人？それとも子ども？ ・すばらしい親友	他者への共感、ちがいを認める	友だちや周りの人と人間関係をつくり、維持していくには、相手を認め、思いやる気持ちをもつことや自分の気持ちをじょうずに伝える方法を身につけることが大切であることを理解する。
	7 自分らしさ ・自分を見つめるもう一人の自分 ・「自分らしさ」を求めて	自尊感情	自分で自分自身を冷静に見つめるようになることが心の発達のうえで大きな意味をもっていることを認識し、「自分らしさ」を見つけ、築いていくことが大切であることを理解する。
第2学年	4 水とわたしたちの生活 ・水の役割と利用・飲料水の確保	環境問題	人の健康は空気・水・自然環境などと深く関わっていることを理解する。 人の生活に伴って生じる廃棄物を適切に処理し、環境を配慮した取組を進めていくことの大切さを理解する。 現在地球規模での様々な環境汚染が広がり、人の健康を脅かしている状況を知り、環境保全に向けての様々な取組について認識する。 「地球にやさしい生活」のしかたとしてできることを考える。
	5 し尿・生活排水の処理 ・し尿の処理 ・台所やふろなどからの排水の処理		
	6 ごみの処理 ・ごみの処理 ・ごみの減量とリサイクル		
	7 環境の汚染と保全 ・環境汚染の健康への影響 ・近年の環境問題と健康 ・人類と地球の未来のために		
第3学年	9 感染症の予防 ・感染症の原因 ・感染症をめぐる近年の問題 ・感染症を予防するための3つの原則 ・病原体から体を守る	H I V感染者等の問題	感染症の原因やその予防について正しく理解する。 性感染症としてのエイズについて正しく理解し、エイズ患者やH I V感染者等への偏見をなくし、ともに生きることの大切さを認識する。
	10 性感染症の予防 / エイズ ・性感染症の予防 ・エイズ		
	12 とともに健康に生きる社会 ・健康を守るための個人の努力と社会的な活動 ・健康を守るための地域の施設や活動とその利用 ・健康的な生活環境づくり ・すべて人びとが健康であるために	高齢者問題 環境問題 普遍的な人権	健康を保持増進するためには、個人の努力とともに社会的な活動が必要であり、そのため高齢者、障害者の介護などのボランティア活動や環境問題、バリアフリーの施設整備などの健康的な生活環境づくりのために住民が参加していることを認識する。 最高の健康水準を確保することがすべての人間の基本的権利であることを認識する。

表2 - 10 技術・家庭科における人権の視点

(東京書籍「新しい技術・家庭」平成14年度版)

分野	学習の内容	人権の課題	学習場面における人権の視点
技術分野	技術とわたしたちの生活 ・環境や資源, エネルギーと技術	環境問題	技術の発達と資源やエネルギーとのかかわりについて調べ, 環境や資源, エネルギーに配慮したものづくりについて考える。
	製品の設計 ・材料のリサイクルを考えた設計		環境のことを考えた製品の構想をまとめる。 材料のリサイクルを考えた設計について知る。
	機器のしくみと保守点検 ・製品を長く使う(深めよう)		製品を長く使うことが資源や環境を守ることを知り, 暮らし方と環境について考える。
	エネルギーの変換と利用(選択) ・わたしたちの生活とエネルギー		身の回りの機器とそのエネルギーについて考える。 クリーンなエネルギーやエンジンの開発について考える。
	技術とものづくりの未来 ・ものづくりの技術と地球環境		省エネルギーとリサイクル技術について調べ, ものづくりの技術と地球環境について考える。
情報とコンピュータ	マルチメディアの活用(選択) ・情報のユニバーサルデザイン	障害者問題 高齢者福祉	情報を発信するときには高齢者や障害のある人など様々な人々が活用しやすいように最初から配慮した設計をすることが大切であることを認識する。
	(注) 指導要領には「情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り, 情報モラルの必要性について考えること」という内容が示されている。教科書でも「情報伝達の安全性とマナーを考えよう」「情報社会とわたしたちの責任」などの項で, コンピュータを用いた情報伝達の問題点や情報の自己責任について取り上げられている。こうしたことから「情報モラル」等情報化社会での人権に関わる課題も新たに「人権の視点」に加えて検討することが必要であろう。		
家庭分野	生活の自立と衣食住 わたしたちの食生活 ・環境とのかかわりから食生活を見直そう	環境問題	食品の包装, 調理でのエネルギー消費, 食器の洗浄, ごみの始末など環境に配慮した食生活の工夫について考える。
	わたしたちの食品の選択と調理 ・よりよい食生活をめざして		生産, 貯蔵, 輸送のためのエネルギー消費, 過剰な包装など現代の食生活に関わる課題を把握し, 自分にできることを考える。
	わたしたちの衣生活 ・衣服の収納と再利用について考えよう		着なくなった衣服の再利用や処分の仕方など資源や環境と衣生活について考える。
	わたしたちの生活と住まい ・よりよい住まいと住み方を考えよう	障害者問題 高齢者福祉	体が不自由な人, 介護が必要な人などだれもがしやすい住まいについて考える。(住まいのバリアフリー)
家族と家庭生活	わたしたちの成長と家族 ・幼児の過ごす場を考えよう	普遍的な人権	児童憲章(前文)や児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)などから子どものもつ権利について理解する。
	わたしたちと家族, 地域 ・よりよい家族関係を考えよう ・家庭と地域とのかかわりを考えよう	男女平等の課題	家庭生活を営むには, 男女がともに性別に関わりなく責任を担うことが大切であることを認識する。 男女共同参画社会基本法について知る。
	わたしたちの消費と環境 ・消費生活について考えよう ・消費者としての自覚をもとう ・生活の中で環境への影響を考えよう	障害者問題 高齢者福祉	「バリアフリー」, 「ユニバーサルデザイン」という視点からだれもが使いやすいように工夫された商品について知る。
		普遍的な人権	消費者の権利と保護に関わる法律について知る。
		環境問題	資源・エネルギーの消費やごみの問題など消費者としての環境保全について考える。
わたしたちのよりよい生活(選択) ・環境や資源を考えて生活しよう ・地域の人々とふれあおう	環境問題 高齢者福祉	これまでの学習をふり返り, 環境に配慮した生活や限りある資源の有効な活用について考える。 高齢者など地域の人々とのふれあいの中でくらしやすい環境について考える。	

表2 - 11 英語科における人権の視点

(東京書籍「NEW HORIZON」平成14年度版)

	学習の内容(教科書)	人権の課題	学習場面における人権の視点	
第1学年				
		Hello, English!		
	U.1	ようこそ, グリーン先生	多文化・多民族共生の課題	「ジェスチャーを使おう」で日本のジェスチャーとのちがいに気づく。 英語圏では名前の表わし方が日本と異なることに気づく。
	U.6	南半球からのメール		英語を通しての初歩的な国際理解として、オーストラリアでは季節が逆になることや、日本語を学ぶ人も多いことに気づく。
	U.7	アメリカの学校から		英語を通しての初歩的な国際理解として、インターネットを通して外国の学校生活について知る。
	U.9	ようこそオーストラリアへ		英語を通しての初歩的な国際理解として、オーストラリアの自然に着いて知る。
	S.P 5	電話の会話		Goodbye の語源 “God be with ye” から、言葉に表わされた文化のちがいを知る。
	U.10	夏の冬休み		英語を通しての初歩的な国際理解として、オーストラリアの自然について知る。
R.P	由美の夢		“On the Earth, people live in many different countries. But I can't see any borders.” から「地球はひとつ」について考える。	
第2学年	U.2	Yumi Goes Abroad	多文化・多民族共生の課題	英語を通しての国際理解として、中国の樂山大仏の見学記を読んで中国の様子について理解する。
	U.3	Let's Learn with Computers		同じアジアの韓国とシンガポールの英語教育について知り、日本の英語教育についても考える。
	L.P 4	健のホームステイ		Your Turn (P42)で日本との生活習慣のちがいについて知る。
	U.6	Christmas Is Coming		オーストラリアと日本のクリスマスの過ごし方のちがいを知る。
	L.P 6	Happy Christmas	平和の達成	曲に秘められた平和への願いに共感する。
	R.P 3	Can Anyone Hear Me?	環境問題	ごみ問題を暗示するブラックユーモアを読み、英語を通して環境問題を考える。
第3学年	W.-up	My Country	多文化・多民族共生の課題	英語を通しての国際理解として、トルコについての紹介文からイスラム圏の国について知る。
	U.1	Let's Learn Braille	障害者問題	点字の発明や字のしくみについて知り、共生社会のあり方について考える。(Louis Braille については小学校国語教科書でも取り上げられている。)
	M.P 1	日本の風物	多文化・多民族共生の課題	日本の風物の紹介を通して、日本文化にあらためて目を向ける
	U.2	Don't Throw It Away	環境問題	Recycling Market の様子を通して資源の有効な利用について考える。
	U.3	Children of the World	多文化・多民族共生の課題	英語を通してバングラデシュの自然や子どもたちの様子について知り、日本とは異なる生活について考える。
	L.P 3	バングラデシュ		
	S.P 2	食卓で	男女平等の課題	アメリカの家庭での父親の仕事の様子について考える。
	R.P 1	A Mother's Lullaby	平和の達成	広島原爆投下時、母を求めて泣き叫ぶ子に子守歌を歌ってあげた少女の物語を英語で読むことを通して、戦争と平和について考える。
	U.4	An American Rakugo-ka	多文化・多民族共生の課題	英語を通してアメリカと日本の習慣や言葉のちがいについて知る。
	L.P 4	落語家ビル・クラウリー		
	L.P 5	優先席にすわってはだめ?	障害者問題 高齢者福祉	英語を通して priority seat のあり方について考える。
	W.P 3	わたしの意見		
	U.6	20th Century Greats	環境問題 平和の達成	20世紀の偉人たちの中で、特に環境問題について警告を發した草分け的存在として「沈黙の春」の著者レイチェル・カーソンについて知る。
L.P 6	20世紀のスター		音楽を通して世界平和、多文化共生を訴えてきたジョン・レノンについて知る。	
R.P 2	The Fall of Freddie the Leaf	生命尊重	葉っぱの一生を通して、「いのち」について感じ、考え、感想を述べ合う。教材はレオ・バスカーリアによる同名原作の翻案(邦訳絵本名「葉っぱのフレディ」)で、第2学年国語教科書にとりあげられている。	

第3章 中学校における人権についての学習

前章では全教科の教科書を「人権の視点」(表2-1)から検討し、教科書の学習内容とその学習場面での人権の視点を教科ごとに示した。その結果、中学校の教科書では小学校の場合(報告465付表参照)と比べて、社会科以外の教科の中で様々な個別の人権の課題が取り上げられていることやひとつの課題がいくつかの教科で取り上げられていることが特徴的であった。

例えば、4課題の中の障害者問題についてみると、国語科の教科書には、「スーパービート板」(乙武洋匡「五体不満足」)という作品が、英語科の教科書には点字の発明や字のしくみについて書かれた“Let's Learn Braille”という文章が取り上げられている。これらの学習では生徒が日本語や英語で書かれた文章にそれぞれの教科のねらいを達成するための教材としてふれることを通して、障害者の思いや障害者のおかれている状況を理解したり、考えたりするであろう。

さらに、美術科ではデザインの領域で、若い人や元気な人だけでなく、高齢者や体の不自由な人も共に便利に使える「人にやさしいデザイン」が、技術・家庭科では家庭分野の「家庭生活と消費」の中にだれもが使いやすいように工夫された商品と「室内環境と住まい方」の中に住まいのバリアフリーについての課題が取り上げられている。さらに保健体育科(保健分野)では健康を保持増進するための施設設備の整備という点から障害者問題を取り上げている。これらは美術科、技術・家庭科、保健体育科というそれぞれちがう教科の視点から「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」(12)という同じ課題が取り上げられている。このように障害者問題に関わる学習内容は、国語科、社会科、美術科、保健体育科、技術・家庭科などの教科書で取り上げられている。

また環境問題についても地球規模の課題として社会科、理科を中心にほとんどの教科で取り上げられている。社会科の地理的分野では、「自然環境を守るために」、「公害」、公的分野では人類の課題という視点から「資源・エネルギー問題」、理科では「エネルギー資源の利用と環境保全との関連」や「自然界における生物相互の関係や自然界のつり合い」などが取り上げられている。保健体育科では、生活廃水、ごみの処理、環境汚染などの課題を健康の視点から、技術・家庭科では「ものづくり」を通しての材料のリサイクル、エネル

ギーと技術などの課題と「衣食住」からの資源、エネルギーなどの課題が取り上げられている。障害者問題と同じように、国語科や英語科では環境問題に関わる教材文が取り上げられている。

このように教科の学習の中には様々な人権の課題が取り上げられている。それぞれの教科においてはこれらを入権についての学習として学習展開の中に位置づけていくことが大切である。そのためには、小学校と比べて教科ごとの学習内容が専門化し、指導者も異なる中学校においては、その教科で取り上げる人権の課題と他の教科で取り上げている内容との関連を図った取組が有効であろうと考えた。そこではこうした人権に関わる共通する課題と関連する内容を含む学習を関連づけて構成し、異なる教科の担当者が互いに連携を取り合って取り組むことが必要であろう。そこでひとつの試みとして、人権の視点として示した項目の中から関連する内容を取り上げ、二つの教科を関連づけた学習として展開してみた。

第1節 国語科と社会科を関連づけた学習の試み

(1) 学習の構想

社会科歴史的分野(第2学年)の単元「二度の世界大戦」は第一次世界大戦から第二次世界大戦終結までを取り上げており、その中の「戦時下の生活」や「戦争の終結」などの項目では、戦時下の国民生活の様子について理解を深めるようになっている。これらの学習は、多くの人々にもたらした戦争の惨禍を知り、平和の実現に向けて努力することの大切さを考えるという意味で、「平和の達成」という人権の課題につながる学習とした。(表2-2 社会科(歴史的分野)における人権の視点)

一方、第2学年国語科の「心のきずなをとらえる」という単元は「ゼブラ(小説)」と「字のないはがき(随筆)」といういずれも心のきずなをテーマにした作品を通して、感想の深まりを伝え合うことをねらいとしている。「ゼブラ」はアメリカの作家の作品で話の背景にはベトナム戦争がある。

「字のないはがき」は向田邦子の随筆で、筆者の「父」への思いと「終戦の年」の「父」の姿や行動の描写を通して、当時の家族の置かれた状況や家族それぞれの心情が伝わってくる作品である。いずれも作品の背景に戦争があり、生徒は作品を通して、平和への思いや戦争という人権侵害にふれることから、同じく「平和の達成」という人権の課題につながる学習とした。(表2-4 国語科における人権の視点)

これらの2教科の内容は「戦争」が共通して取り上げられ、いずれも第2学期の学習内容であることから、関連づけた学習ができると考え、以下の三つの点に留意して学習の構想を考えた。

[社会科]「二度の世界大戦と日本」における人権の視点

第一次世界大戦から第二次世界大戦終結までの歴史を扱うこの単元は右のような構成になっている。このうち「2- 日中全面戦争」、「3- 戦時下の生活」、「3- 戦争の終結」の3時間分の学習（右太字部分）には戦時下の国民生活についての内容が含まれており、学習内容そのものが「平和の達成」という人権の視点をもつものと考え、一連の学習を次のように整理した。

1	第一次世界大戦とアジア 第一次世界大戦と日本 国際協調の時代 アジアの民族運動 大正デモクラシー 民衆運動の高まり(2h) 新しい生活と文化
2	世界恐慌と中国侵略 ブロック経済 欧米の情勢と日本 日本の中国侵略 日中全面戦争
3	第二次世界大戦とアジア 第二次世界大戦 戦時下の生活 戦争の終結

《二度の世界大戦と日本》

指導計画にはこの単元の四つの目標が示されており、そのうち「戦時下の国民生活について理解し、大戦がもたらした惨禍に着目するとともに国際協調と平和のために努力する大切さを考える」という目標そのものが人権の視点(平和の達成)につながるものと考えた。

取り上げた3時間の学習には、「戦時下の国民生活」についておおよそ以下のような内容が取り上げている。

- ・2- 日中全面戦争 - 国家総動員法、農村では食糧難が深刻
砂糖、マッチ、木炭、綿製品 割当制
- ・3- 戦時下の生活 - 労働力不足 女性、学生による労働
生活物資の不足、東京大空襲、学童疎開
- ・3- 戦争の終結 - 日本本土へ空襲 物資、食糧の極端な不足
沖縄戦、広島、長崎への原子爆弾投下

これらの「戦時下の国民生活」に関わる具体的な社会事象についての学習が、国語科での「字のないはがき」という作品の時代背景を理解するのに役立つものと考えた。

[国語科]「字のないはがき」における人権の視点

一方、国語科では「心のきずな」をテーマにした二つの作品のうち、「字のないはがき」を重点的に取り上げ、筆者が父親からの手紙にどんな思いをもったかを読み取り、自分の感想を深めることをねらいに学習することとした。ここでは「家族の

心のきずな」が表れているところに着目した学習展開を軸にすすめることにした。作品には「家族の心のきずな」の深さにもかかわらず、家族が一緒に暮らすことが許されなかったこの時代の「戦争」がその背景に登場する。そこで、筆者の思いを読み取り、自分の感想を深めるというこの学習のねらいを達成するための学習展開の中に、平和の達成という人権の視点をどう反映するのかという観点から学習をすすめることとし、学習内容について次のように整理した。

《心のきずなをとらえる/字のないはがき》

「心のきずなをとらえる(10時間)」の中で「字のないはがき」に5時間をあてた単元の指導計画を作成した。筆者が父親からの手紙にどんな思いをもったかを読み取るために、「家族の心のきずな」に着目し、以下のような学習展開を考えた。

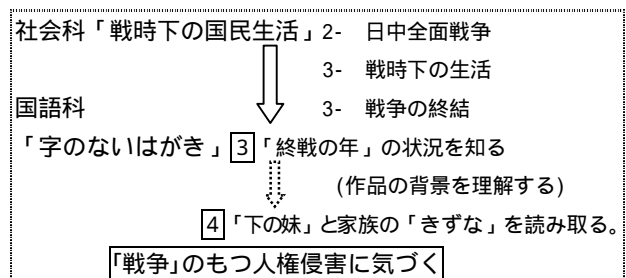
- 1 作品の全体像をつかむ。
- 2 (前半)手紙の中の父の姿に着目し、父親の性格や思いを探る。
- 3 (後半)「終戦の年」の状況を考える。
- 4 「下の妹」と家族の「きずな」を読み取る。
- 5 筆者が伝えなかったことについて考え、自分の感想をもつ。

上記5時間の学習の中で、以下の箇所が「平和の達成」という人権の視点につながるものと考えた。

- ・文中の言葉を手がかりに「戦争中の生活」について知る。 [3]
- ・「家族の心のきずな」の深さにもかかわらず、一緒に暮らすことさえ許されなかった「戦争」のもつ人権侵害に気づく。 [4]

二つの学習の関連づけと人権の視点

国語科の「字のないはがき」は「終戦の年」の話であり、作品の背景は、社会科での学習内容である「戦時下の国民生活」そのものである。そこでこの「戦時下の国民生活」に着目し、人権についての学習として、2教科の学習を次のように関連づけた。

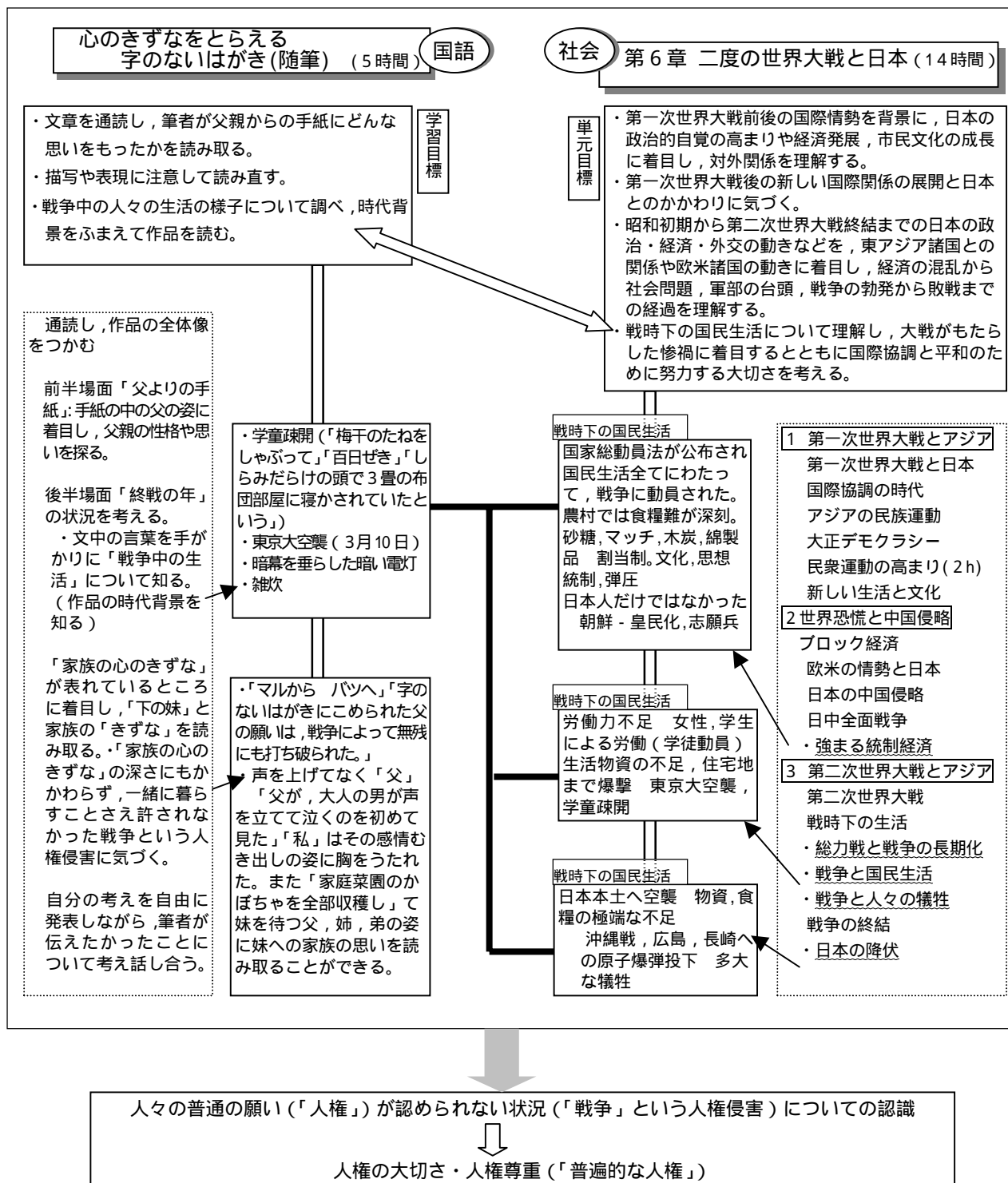


社会科での「戦時下の国民生活」についての学習が、国語科で作品の背景を理解することに直接結びつき、そのことでより深く「きずな」を読み

取ることができるであろう。また反対に国語科学習としてこの作品を通して「家族の心のきずな」の深さにもかかわらず、一緒に暮らすことさえ許されなかった「戦争」のもつ人権侵害に目を向けることで、社会科の「戦時下の国民生活」についての理解が「家族の心のきずな」という具体的な姿

として見てくるのではないだろうか。こうした関連づけた学習を通して、戦争は人々の普通の願い(人権)が認められない状況であり、「戦争」という人権侵害についての認識を培うことができると考え、関連づけた2教科の学習の構想を下の図(「人権についての学習(平和の達成)」)に示した。

図3-1 人権についての学習(平和の達成)【第2学年国語科-社会科】



(2) 学習の様子

研究協力校では、第2学年の国語科担当教員と社会科担当教員の協力のもとに二つの教科を関連して進めた。2教科の授業はほぼ同じ時期に進めたが、社会科の三つの学習を終えてから、国語科の学習³⁾(「終戦の年の状況を知る」)に入るように日程の調整をした。それぞれの教科の学習目標、



内容、方法など2人の担当者があらかじめ打ち合わせをするなどして互いの学習について共通理解を図るようにした。また戦争中の生活の様子などがわかる写真や本などの

資料も共通して使うようにするなど、生徒にもこの2教科を関連づけてすすめていることが伝わるように努めた。2教科の学習のおよその流れについては、表3-1と3-2に示した。

研究協力校では、第2学年の生徒全員が「戦争と人々の生活」というテーマの調べ学習を夏期休業の課題とされており、学年全員のレポートが冊子にまとめられている。授業を観察した学級の生徒のテーマは第二次世界大戦の概要、沖縄戦、原爆の投下、日清・日露戦争など多彩であった。社会科のこの単元では毎時間、学習の一コマにこのレポートを使い生徒の意欲・関心を喚起する形で学習が進められていた。

表3-1 学習の流れ(社会科 日中全面戦争-戦時下の生活-戦争の終結)

<p>4 日中全面戦争(・日中戦争の勃発 ・抗日民族統一戦線 ・強まる統制経済)</p> <p>学習目標 ・日本の中国侵略の実態と中国民衆の抵抗を理解する。 ・当時の社会や国民生活の状況を通して、国民の思いや考えを推察する。</p> <p>戦争の拡大は、中国、朝鮮や日本の国民を、どのようにまきこんでいったのか。</p> <p>日中戦争の勃発(略) 抗日民族統一戦線(略)</p>		
<p>強まる統制経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家総動員法の公布や大政翼賛会の結成など戦時体制が強化されたことを知る。 戦争が長期化するにつれて、日本の国民生活にどのような影響が及んだのかをまとめる。 写真資料(「銀座に出された看板」)見て、標語の意味と社会の様子について考える。 植民地朝鮮では皇民化の名のもとに、創氏改名、日本語の強制、志願兵制が実施され戦争に総動員された(日本人だけではなく)ことを知る。 朝鮮の人々はどのように受け止めたのかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 戦時体制の強化 国家総動員法(1938) 政党解散、大政翼賛会 農村では食糧難が深刻 砂糖、マッチ 割当制。 文化、思想 統制、弾圧 植民地・朝鮮-皇民化、日本語の強制 創氏改名 	<p>評価 技能・表現</p> <p>国民生活の全てにわたって戦争に動員され、人々の普通の願い(「人権」)が認められない状況であることに気づかせる。</p> <p>平和の達成 評価 思考・判断</p> <p>戦時体制が強められる中、朝鮮では皇民化政策がとられ、志願兵制を実施され、朝鮮の人たちを戦争に動員したことを理解する。(在日韓国・朝鮮人問題)</p>
<p>2 戦時下の生活(・戦争と人々の犠牲 ・総力戦と戦争の長期化 ・戦争と国民生活)</p> <p>学習目標 ・戦争の長期化とともに国民生活が破綻していく実態を理解する。 ・戦争によって、アジアの人々に大きな苦しみを与えたことに気づく。</p> <p>戦争の長期化は、国民や植民地・占領地の人々の生活をどのように変えたのか。</p>		
<p>総力戦と戦争の長期化</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真「学徒出陣壮行会」を見て、なぜ学生まで徴兵されるようになったのかを考える。 戦場の拡大(地図「アジア・太平洋での戦争」)とともにアメリカ軍の反撃も強まり、戦争が長期化していったことを知る。 多くの男性が戦場に送り出され、労働力不足が起こった国内の様子をまとめる。 	<p>総力戦=国民の動員</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働力不足 女性・学生の動員 中高生まで動員 多くの国民 政府に協力 アメリカの反撃 	<p>・戦時下の生活については小学校での国語科の教材文などを想起させる。(第3学年「ちいちゃんのかげおくり」 空襲/第4学年「一つの花」 「あまり丈夫でない父さんまでが戦争に行かなくてはならない」)平和の達成</p>
<p>戦争と国民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京大空襲について知る。 写真資料「集団疎開」などを通して戦時下での子どもたちの生活の様子を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の不足 連合国の空襲 東京大空襲・学童疎開 	<p>国民生活の全てが戦争に動員され、人々の普通の願い(「人権」)が認められない状況であることに気づかせる。平和の達成</p>
<p>戦争と人々の犠牲</p> <ul style="list-style-type: none"> 不足する労働力を補うために、朝鮮人や中国人を強制的に連行してきて、鉱山、工事現場、工場で働かせた実態を知る。 日本が侵略した東アジア、東南アジアでは戦争に巻き込まれ、多くの人が犠牲になったことを知る。(写真資料「挑発されて鉄道工事に従事する住民」) ヨーロッパでのドイツによるユダヤ人弾圧について知る。(資料「アンネの日記」) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内の労働力不足 朝鮮人、中国人の強制連行 過酷な労働、低賃金 東アジア、東南アジアへの侵略 ヨーロッパ・ドイツによるユダヤ人の弾圧 	<p>・被害の歴史のみではなく、加害の事実も含めた戦争の実態に迫れるように留意する。</p> <p>多くの朝鮮人や中国人が強制的に連れてこられ、日本の鉱山や工場で過酷な労働を強いられたことを理解する。(在日韓国・朝鮮人問題)平和の達成 評価 関心・意欲・態度 評価 知識・理解</p>
<p>3 戦争の終結(・ドイツ・イタリアの降伏 ・日本の降伏 軍都から平和都市へ)</p> <p>学習目標 ・ドイツ・イタリアの降伏、沖縄戦から原爆投下などを通して、戦争終結の経緯を理解する。</p> <p>・戦争の被害の実態を通して、国民の苦しみについて関心をもつ。</p> <p>ドイツ、イタリア、日本は、どのような経過をたどって降伏したのだろうか。</p> <p>ドイツ・イタリアの降伏(略)</p>		
<p>日本の降伏</p> <ul style="list-style-type: none"> 1942年のミッドウェー海戦以降、敗戦までの経過を知る。 本土への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下などでの被害の実態について知る。 写真「学徒出陣壮行会」と沖縄戦での沖縄県民の犠牲者数などから、沖縄の人々の戦争に対する気持ちを考える。 写真「いっしょんにして廃墟となった広島」などの資料から、被害の実態を知る。 二千万人以上の犠牲者をだしたアジア各地の人々の気持ちを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 本土空襲 物資や食料の不足 アメリカ軍沖縄上陸(45年3月) 多くの犠牲 ポツダム宣言発表 日本に無条件降伏を要求 原子爆弾の投下(広島、長崎) ソ連の対日参戦-日ソ中立条約破る 45年8月14日ポツダム受諾 降伏決定 8月15日 国民への玉音放送 第二次世界大戦が終わる 日本の植民地支配解放 東南アジア 朝鮮、台湾 	<p>日本の敗戦はアジアの人々にとっては「解放」であったことに気づかせる。</p> <p>沖縄の人々の立場など、戦争を多角的に考えさせるようにさせる。平和の達成</p> <p>評価 思考・判断</p> <p>評価 知識・理解</p>

表3-2 学習の流れ(国語科 字のないはがき)

1	「字のないはがき」を通読し、作品の全体像をつかむ。(新出漢字の練習、難語句を調べる。)(略) 評価 知識・理解・技能	
2	前半場面(「父よりの手紙」):手紙の中の父の姿に着目させ、父親の性格や思いを探る。(略) 評価 関心・意欲・態度	
3	後半場面(「字のはがき」「終戦の年」の状況を考える。 ・字が書けない末の妹に、あて名を書いたはがきの束を持たせた父親の姿とその気持ち「父は、はだして表へとび出した。」「やせた妹の肩を抱き、声を上げて泣いた。」父親の思い、筆者の思いを考えよう。 「父親の姿」が描かれている部分に印をつけながら、範読(教師、生徒)を聞く。 文中の言葉を手がかりに「戦争中の生活」について知る。 印をつけた部分を中心に内容を振り返りながら、自分の考えをワークシート)にまとめる。 まとめる視点 この作品で作者が伝えたかったことはなんだろう。	作品の時代背景を知る。平和の達成 ・学童疎開(「梅干のたねをしゃぶって」「百日ぜき」「しらみだらけの頭で3畳の布団部屋に寝かされていたという」) ・東京大空襲(3月10日) ・暗幕を垂らした暗い電灯・雑炊 評価 読む
4	「家族の心のきずな」が表れているところに着目し、「下の妹」と家族の「きずな」を読み取る。 ・筆者の家族-父、母、向田邦子(筆者)、弟、上の妹(姉)、下の妹(小学1年生) 「下の妹」と家族の「きずな」を読み取る。 「下の妹」と「父」のきずなの表れているところ 「暗幕を垂らした暗い電灯の下で、...父はおびたしいはがきにきょうめんな筆で自分あてのあて名を書いた。」 ・娘のために十分な明かりのないところで、夜なべであて名書きをする父 ・まだ、字の書けない娘のために、その不安を確かめるはがきを用意する父 「小さいの手に手をつけるとしかる父も、この日は何も言わなかった。」 ・今後の食料の心配をよそに、妹のことを喜ばせようとしている子どもたちに無言の同意をする父。 「茶の間に座っていた父は、はだして表へとび出した。...やせた妹の肩を抱き、声を上げて泣いた。」 ・なりふりかまわず自分の感情(家族への思い)を素直に表現する父 「下の妹」と「母」のきずなの表れているところ(略) 「下の妹」と「向田邦子」のきずなの表れているところ(略) 「下の妹」と「弟」のきずなの表れているところ(略) 「下の妹」と「上の妹」のきずなの表れているところ(略) 「家族の心のきずなの深さ」を確認する。ワークシート	・「きずな」-(絆)家族相互の間にごく自然に生じる愛着の念や、親しく交わっている人間同士の間が生じる立ち難い一体感。(「新明解国語辞典」) ・父や家族の姿を通して「平和」への願いを確かなものにする。(家族がいっしょに暮らすことさえ許されない戦争のもつ人権侵害に気づく。)平和の達成 ・「マル」から「バツ」へ「字のないはがきにこめられた父の願いは、戦争によって無残にも打ち破られた。 ・声を上げてなく「父」「父が、大人の男が声を立てて泣くのを初めて見た」「私」はその感情むき出しの姿に胸をうたれた。また「家庭菜園のかぼちゃを全部収穫し」て妹を待つ父、姉、弟の姿に妹への家族の思いを読み取ることができる。評価 読む/書く
5	自分の考えを自由に発表しながら、筆者が伝えたかったことについて考え、話し合う。(略)	評価 話す・聞く

学習にあたって、生徒たちは「学童疎開」についてのイメージをもちにくいことから、夜行列車に乗り、疎開先に向かう子どもたちの写真(社会科教科書に掲載)を生徒の手持ち資料として用意し、2教科の学習に活用するとともに、国語科では絵本「お母ちゃん お母ちゃん むかえにきて」(13)を読み聞かせるなどして補足した。

字のないはがき(あらすじ) 向田邦子

死んだ父は筆まめな人であった。私が初めて親元を離れたときも、二日以上もあけずに手紙をよくこした。折り目止しい時間のあいさつに始まる父の手紙からは、大酒を飲み、かんしゃくを起こして、家族のものに手を上げる普段の父の姿はどこにもなく、威厳と愛情にあふれた非の打ち所のない父親の姿であった。この手紙のあと、父とはかれこれ三十年付き合ったことになるが、優しい父の姿を見せたのは、この手紙の中だけである。この手紙もなつかしいが、最も心に残るものといわれれば、父があて名を書き、妹が「文面」を書いた、あのはがきということになる。

終戦の年の四月、小学校一年の末の妹が学童疎開することになった。妹の出発が決まると、父はおびたしいはがきにきょうめんな筆で自分あてのあて名を書いた。「元氣な日はマルを書いて、毎日ポストにいれなさい。」といってきた。

一週間ほどで、初めてのはがきが着いた。紙いっぱいはいみ出さずほどの威勢のいい赤鉛筆の大マルである。ところが次の日からマルは急激に小さくなっていった。情けない黒鉛筆の小マルは、ついにバツに変わった。まもなくバツのはがきも来なくなった。三月一日母が迎えに行き、妹が帰ってきたとき、父ははだして表へとび出した。やせた妹の肩を抱き、声を上げて泣いた。私は父が、大人の男が声を立てて泣くのを初めて見た。

国語科の学習の最後に書いた生徒たちのワークシート(下欄)からは、戦争という時代背景を見据えて、筆者の思いに迫ったものが多かった。

筆者は父の姿を通して私たちの何を伝えたかったのか。

- 戦争によって家族がばらばらにされたという戦争のひどさを伝えたかったと思っていたけど、今日の発表で変わった。深いきずなで結ばれた家族がばらばらになったけど、このことを通して、もっと家族のきずなが深くなったから、どんな状況でも家族はつながっているということを伝えたかったのだろう。
- この家族にはたくさんのきずながあった。どの家族にもきずなは絶対あると思うし、大切にしないといけないと思った。戦争でみんな一緒に暮らすこともできなくて、はなればなれになったけど、だからこそ家族のきずなを見つめることができたし、大切にしていかななくてはならない。
- 父みたいに普段家族に手を上げる人でも家族というものを大切に思っていたし、家族のつながりはふかいと思った。戦争中というきびしい状況の中でも家族のつながりは決して途切れることはないと思った。筆者は父の姿を通して戦争にも負けない家族のつながりや思いやりの大切さを伝えて、読者に改めて家族とは何かを考えさせたかったのだと思う。
- 苦しい生活や貧しい生活をしていても父親を大黒柱として家族というかたまりはいくら離れても変わらないということを伝えたかったと思う。下の妹が帰ってきた時、あの父が大きな声で泣いた。その時私は戦争への怖さや悲しみなども実感した。
- (筆者は)戦争という状況を通して父の家族への思い、父の意外な一面を伝えたかったのではないと思う。この話は読む回数が増えるごとに父のことがよりわかりやすくなっていった。妹が帰ってきた時ははだして表にとび出し、声を上げて泣いた。ここから家族に対する強い心のきずなが感じられる。

第2節 教科における人権の視点からみえるもの

(1) 学習の試みから

今回の人権について国語科と社会科での関連づけた学習の試みについて、次の四つの点から検討する。

関連づけた学習として

それぞれの教科の担当者から以下のようなコメントをいただいた。

(この取組で)一番よかった点は、戦時中という時代背景を子どもたちに強く認識させ、考えさせる学習を社会科でしてもらえたことだと思う。国語の教科の中だけでは戦時中という時代背景を深くみることは不可能だ。

昨年度も戦争、平和を主題にした教材を扱ったが、今年の方が子どもたちは時代を考えながら教材の中に入りこんでいたり、登場人物の心情にも強く迫っていきたりしたのではないかと思う。

国語科では心情面でとらえ、社会科では歴史的事実の認識や理解を中心にとらえるというはっきり区別したスタンスで臨もうと打ち合わせたのは効果的だった。

学習時には担当者から「このことは社会科でくわしく学習したから…」や「これについてはこの次の時間に国語科で考えるから…」という生徒への説明の言葉が随所で聞かれた。この試みでもわかるように、国語科の学習においても戦時下の生活についての歴史的事実の理解は欠かせないし、社会科の学習においても戦争の悲惨さについての心情面での深まりが重要である。二つの教科の内容を関連づけた今回の試みの有効性についての検討はできていないが、生徒たちの感想の深まりや担当者のコメントからある程度の効果は考えられる。事実、生徒たちの学習の様子からは二つの教科の学習を結びつけてとらえているという印象をもった。

第2章で示した各教科での内容を見てもわかるように、人権の視点として取り上げた内容は、教科の枠を超えて多くみられる。異なる教科の共通するテーマや内容を関連づけた学習として取り組むことが人権についての学習をすすめていく一つの方法として有効だと考える。その際、学習のどの内容をどんな視点で関連づけるかを明確にしておくことが必要であろう。

これまでの学習経験とのつながり

この試みでは、「平和の達成」という人権の課題を取り上げた。生徒たちのこれまでの学習経験の中でこの「平和の達成」という課題は様々な形で取り上げられてきたものと考えられる。小学校

も含めてその学習経験を、「字のないはがき」と同様の戦争中の生活を題材にした国語科の教材(文)に限ってみても、「ちいちゃんのかげおくり(小・3)」、「一つの花(小・4)」、「大人になれなかった弟たちに...(中・1)」の三つがあり、社会科や特別活動も含めれば多様な学習経験があるものと考えられる。その全体像を把握することは困難であろうが、こうした取組において、生徒たちがこれまでの学習経験を把握し、これまでの取組とのつながりを意識してすすめることが必要であろう。

教科の学習のねらいと人権の視点の関わり

第1節では、それぞれの教科の学習のねらいと人権の視点について明らかにしたが、この場合、国語科でのねらいは、家族のきずなを読み取ることである。そのためには作品の背景にある「終戦の年」の状況を知る必要があり、社会科の学習とつながることとなる。そのうえで、文中の家族のきずなに着目し読み深めることで国語科のねらいに到達することとなる。この読み深める過程で「家族がいっしょに暮らすことさえ許されない戦争という人権侵害に気づく」という人権の視点と結びつくのである。

教科の学習にはその学習のねらいがあり、学習はそのねらいに沿って展開されるのが当然である。そこでその学習展開の中にそれぞれの内容がもっている人権の視点をどう反映していくかがポイントであり、教科の学習のねらいと人権についての学習としてのねらいを明確にしておくことが必要である。

「個別の人権」を「普遍的な人権」に

この試みでは二つの学習を「平和の達成」という個別の人権の課題として取り上げた。社会科の「戦時下の国民生活」では、資料をもとに「食糧難、日用品の割当制」、「空襲、学童疎開」、「沖縄戦 原爆投下」など戦争の悲惨な状況を学習した。

国語では、「家族の心のきずな」の深さにもかかわらず、一緒に暮らすことさえ許されなかった戦争に目を向けた。こうした戦争という人権侵害(「平和の達成」)を家族と一緒に暮らすということという人々の普通の願い(「人権」)が認められない状況だと考えた。

国語科の担当者のコメントである。

「人権」という言葉を出すと言葉ばかりが先行してしまうので、今回の授業の中では「人権」という言葉は出ませんでした。(しかし)「戦争のために家族と一緒にいることができない、当たり前なのが許されない」ことが「人

権が認められない」ことと同じになり、子どもたちにはこちらが意図したことが残ったのではないでしょう。

第1章の末尾でも述べたが、中学校の人権についての学習では、このように「個別の人権」の課題(平和の達成)を「普遍的な人権」に結びつけていくという学習の方向性が必要だと考えられる。

(2) 中学校で学習をすすめるために

第1章では中学校での人権についての学習の枠組みを四つの課題から捉え、その枠組みをもとに、第2章では教科書の内容を人権の視点から検討した。それにもとづき第3章第1節では国語科と社会科を関連づけた学習の試みを提示した。

そこで最後に、中学校でのこれまでのいわゆる「人権学習」の取組を踏まえ、これまで明らかにしてきたことをもとに9年間の学習の最終段階である中学校における人権についての学習について若干の考察をする。

まずこれまでの京都市での中学校で進められてきた「人権学習」についてその概要を整理しておく。

中学校社会科(歴史的分野)の教科書に同和問題に関する内容が取り上げられたのは1975年である。それ以降小学校の場合と同様に社会科でのこの部分の学習を「同和問題指導」と位置づけ、指導資料の開発や学習展開の工夫など重点的に取組を進めてきた。

また、在日韓国・朝鮮人問題については1981年の「外国人教育の基本方針(試案)」を契機に、社会科において、地理的分野での日本と韓国・朝鮮との地理的關係、経済的・文化的關係の現状等、歴史的分野での日朝關係史、在日韓国・朝鮮人の歴史的背景等、公民的分野での民族的偏見や差別等についての学習内容を「外国人問題指導」として取り上げ、取組を進めてきた。

また特別活動では、社会科での学習と関連をもたせながら、「同和問題」「在日韓国・朝鮮人問題」「障害者問題」などの課題をいわゆる「人権学活」として学級活動の時間で、取り組まれてきている。こうした経過もあり、京都市の特別活動の「指導計画」(14)には、指導要領に示された学級活動の3項目の内容以外に「同和問題をはじめとする人権問題に関すること」という項を加えている。ここでは「身近な差別と人権」「部落差別」「同和問題の解決と私」などの主題が例示され、年間5単位時間以上の設定することが必要とされている。

また道徳の「指導計画」(15)にあげられている道徳の時間の年間指導計画例には「人権問題学習」

として、各学年1単位時間の資料が示されている。その中には「障害に対する正しい理解の必要性に気づかせる」ことをねらいとし、聴覚障害について取り上げたものもある。

さらに総合的な学習の時間の試行的な実施が始まった1999年ころからこの時間の中に人権に関わる取組を取り入れる学校も増えてきた。総合的な学習の時間は「子どもの興味・関心・意欲に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うもの」とされており、これまでの社会科、道徳、特別活動の場とは異なる学習目標と学習方法で取組を進めていくことが必要である。

このように京都市の中学校における人権についての学習は、これら3課題については主として社会科、道徳、特別活動(学級活動)の場を中心に取組まれ、「男女平等の課題」については現在学校での取組が模索されている状況である。

こうした京都市の中学校の状況とこれまで明らかにしてきたことから、人権についての学習は次のような観点ですすめる必要があるのではないだろうか。

一つは4課題の学習の目的と内容についてである。人権についての学習の目的は中学校卒業段階で、生徒たちに「人権についての理解・認識」、「人権を守る態度や意欲」、「人権にかかわる問題解決のために行動できる」という力をつけることである。(表1-4)そのためには、中学校での4課題の学習を小学校での学習と教科での関連する内容を踏まえ、系統的に編成することが重要である。(本稿では、その内容を三つの柱に整理し(表1-4)、さらに具体的な課題(表2-1)を示した。)

このうち同和問題と在日韓国・朝鮮人問題については、「歴史に関わる学習」が社会科の歴史的分野に、「社会の現状に関わる学習」と「これからの社会に関わる学習」は公民的分野に関連する内容が含まれているため、これまでから系統的に学習をすすめる試みがなされてきている。

また障害者問題については、いくつかの教科の教科書で「障害者に対する理解」や「社会的支援や介護・福祉の問題などの課題に関する理解」に関連した内容が取り上げられている。これらの内容を学級活動の時間等での「自立と社会参加が阻まれている状況の認識」についての内容などと関連づけて取り組むことが必要であろう。

一方男女平等の課題については学習のコンセプトや具体的な取組が明らかにされていないこともあり、系統的に取り組まれている学校は少ないようである。教科書に取り上げている内容も多く

はない。そこで「確定版」にも示され、研究 465 でもふれたように、中学校の教育活動全体をジェンダーの視点から見直すことと合わせて、中学生に意識や行動の実態をもとに、まず中学校での男女平等についての学習のコンセプトを明確にすすめていくことが必要である。

二つ目はこれらの 4 課題という「個別の人権」についての認識と「普遍的な人権」の関わりについてである。第 1 章の末尾では、中学校での人権についての学習においては、「個別の人権」の具体的な課題を認識するにとどまることなく、そこで課題から人がだれもがもつ具体的な「権利」としての人権を読み取っていくという視点が必要であるとした。

基本的な人権についての内容は小学校第 6 学年の学習とされ、教科書では「人権はだれもが生まれながらにもっている権利」であると説明されている。したがって中学校では、第 1 学年の個別の人権についての学習においても、人権は人のもつ権利なのだという小学校でのこの理解をもとに、個別の人権の課題はだれでももっている権利が実現していない状況であるにとらえ、「普遍的な人権」と結びつけて考えることが必要ではないだろうか。別の言い方をすれば、個別の人権の具体的な事象について深く学習し、それをその課題にだけとどめることなく、人が生きていくための権利の保障として、「普遍的な人権」に結びつけて考えるということである。そのことにより個別の人権の課題を少数の他人の問題としてでなく、自分とつながっているのだという意識に結びつけることになるであろう。

三つ目は教科の目標や内容を人権の視点からみる意味についてである。教科の専門性の高い中学校では、ここであげた具体的内容を教科の学習の中でどの視点から取り上げ、どのように学習を展開するのかを検討することが大切である。

また視点を少し広げて、教科の目標に集約して示されている中学校の教育活動の中での教科のねらいや方向性を人権という視点から検討することも必要である。専門的な「教科」を教えていくことの意味、別の言い方をすれば、生徒が「教科」を学ぶことの意味を考えると、そこには必ず広い意味での「人権」が登場すると考えるからである。中学校での「人権学習」を一つの領域としてみるのではなく、それぞれの教科の学習の中に「人権」を見出すという視点も必要ではないだろうか。こうしたことから本稿では学習指導要領と教科書の検討を通して中学校の教科を人権の視点からみ

た。教科の学習には様々な人権の課題が取り上げられており、ひとつの試みとして国語科と社会科を関連づけた学習を試みとして例示した。今回は、国語科と社会科の二つの教科を取り上げたが、他にも多様な方法で人権についての学習が構想できるものと考えられる。例えば、教科の学習と特別活動や道徳の時間を関連づける、あるいは教科での内容を総合的な学習の時間と結びつけるなどの方法である。この場合人権についての学習というコンセプトをもとに教科間の連携が重要になるであろう。最後に、人権についての学習は、「すべての教育活動においてなされるべきもの」であることをあらためて指摘して本稿を閉じる。

おわりに

人権についての学習を小、中 9 年間通してみることが重要であるという考えにもとづき、小、中学校の学習指導要領と京都市で採択されている小、中学校の教科書の分析を通して、教科・領域の学習を人権の視点から検討する作業をしてきた。昨年度は小学校で、今年度は中学校と 2 年にわたって続けた。その結果をそれぞれ一覧表として提示した。今年度の中学校については、小学校の内容との系統性がわかるように、第 2 章の「各教科における人権の視点」で示した「人権の課題」を、各学年の「指導計画」の中に表したものを本稿末尾に付表として提示したので、合わせてご活用願えたらと考える。中学校での人権についての学習については、知識・認識が中心においたため、小学校で明らかにした「スキル」に関わる内容にふれることはできなかった。

また人権教育において「個別の人権」の学習と「普遍的な人権」の学習はどう関わるのかという問題意識が絶えずあったが、これについては明確にしたコンセプトをもとに中学校での具体的な学習を通して明らかにすべきであり、今後の課題としたい。

教科の専門性をもたない小学校の教員が敢えて中学校の領域に踏み込み、学習指導要領、全教科の教科書をひも解いた。西院中学校の協力をいただき、社会科と国語科の先生の助言を受けながら学習計画を作成した。初めて入った中学校の世界に戸惑うことも多かった中、西院中学校の皆さん、とりわけ授業者のお二人には時間を惜しまず、この試みに進んで取り組んでいただいた。この場を借りて、いつも和やかな雰囲気の中で学習をすすめていた 2 年 1 組の皆さんにも合わせて感謝の意を表したい。

《註記・引用文献》

第1章

- (1) 近年の国際社会や国内のさまざまな人権問題をめぐる状況の中で、国は1997年7月『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』を策定した。これに基づき、京都市では1998年5月「京都市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、翌年3月、「人権教育のための国連10年京都市行動計画」を策定した。
- (2) 京都市教育委員会人権教育検討委員会『《学校における》人権教育をすすめるにあたって（試案）』京都市教育委員会指導部人権教育企画課1999
- (3) 松下「小学校における人権学習の展開に向けて - 人権の視点から見た学習内容と国語科における試み - 」『京都市立永松記念教育センター平成12年度研究紀要』京都市立永松記念教育センター2001
- (4) 松下「小学校における人権学習の展開に向けて - 男女平等についての学習プログラムと教科・領域における人権学習の内容 - 」『京都市立永松記念教育センター平成13年度研究紀要』京都市立永松記念教育センター2002
- (5) 京都市教育委員会「平成14年度京都市立小学校教育課程指導計画 国語科」2002.3 第3学年 他
- (6) 他社の教科書においても一社を除いて、同様な構成になっている。
 - ・日本文教出版「小学生の社会6上」「ともに生きる社会をめざして」・教育出版「小学社会6上」「歴史の事実をふり返ると、現在や、これからの課題も見えてくるね。」・大阪書籍「小学社会6年上」「人々の願いの実現のしかたを調べよう」・光村図書「社会6上」なし
- (7) このように人権には世代論という考え方がある。この世代論という考えは、薬師寺公夫講演「明日へのあゆみ人権は発展する」KBSラジオ2002.6を参考にした。

第2章

- (8) 国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、2000年「人権教育・啓発推進法」が制定された。この法の規定に基づき、人権教育・人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。「基本計画」では「各人権課題に対する取組」として、(1)女性、(2)子ども、(3)高齢者、(4)障害者、(5)同和問題、(6)アイヌの人々、(7)外国人、(8)HIV感染者・ハンセン病患者等、(9)刑を終えて出所した人々、(10)犯罪被害者等、(11)インターネットによる人権侵害、(12)その他（例えば、同性愛者への差別）を示し、各課題について、関係各府省庁の推進すべき施策をあげている。ここでは、その中から文部科学省の推進すべき施策を参考にした。

- (9) 「HIV感染者等の問題」には「基本計画」に示されているようにハンセン病患者等も含めた。「人権課題に対する取組」では、文部科学省の推進すべき施策として「エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。」「ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。」などがあげられている。
- (10) 「基本計画」の中の「高齢者」の「人権課題に対する取組」では、文部科学省の推進すべき施策として次のように示されている。「学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、...学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。」をあげている。
- (11) ここにはこれまで国際理解教育として取り組まれてきた課題も含めた。

第3章

- (12) 本研究での教科書の調査分析によるとこの「ユニバーサルデザイン」という言葉は次の教科書で取り上げられている。
 - 「美術2・3下」(開隆堂) - 「やさしさのデザイン」(p16),
 - 「中学保健体育」(学習研究社) - 「ともに健康に生きる社会」(P126), 「新しい技術・家庭 技術分野」(東京書籍) - 「情報のユニバーサルデザイン」(P191),
 - 「新しい技術・家庭 家庭分野」(東京書籍) - 「みんなが使いやすいデザイン」(p187)では次のように説明されている。「ものを使う人は若い人や元気なばかりではありません。高齢者や体が不自由な人も、共に使える「人にやさしいデザイン」であることが大切です。このようなものは共用品とかユニバーサルデザインによる製品とか呼ばれています。
- (13) 奥田継夫・文、梶山俊夫・絵「お母ちゃん お母ちゃん むかえにきて」小峰書房1985
- (14) 京都市教育委員会「平成14年度京都市立中学校指導計画特別活動」2002.3 pp27~34
- (15) 京都市教育委員会「平成14年度京都市立中学校指導計画道徳」2002.3 pp20~37

付表1 中学校第1学年 指導計画と人権の視点		普遍的な人権 人権								
(京都市教育課程指導計画より) 本票は「指導計画」に示された各教科の全体指導計画例(学習計画例)の中に、本稿第2章の「各教科における人権の視点」で示した「人権の課題」を表示したものである。それぞれの課題は、右のような略号で示した。		個別の人権 ・男女平等の課題 男女平等 ・障害者問題 障害 ・同和問題 同和問題 ・在日韓国・朝鮮人問題 在日	・HIV感染者等の問題 HIV ・高齢者福祉 高齢者 ・多文化・多民族共生の課題 多文化 ・環境問題 環境 ・平和の達成 平和							
		「育てたい他者への態度」 (生命尊重 興味・関心・意欲 他者への共感 ちがいを認める 協力) 「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」 自尊感情								
4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語 1 新しい出会い 言葉で伝えよう 「友情 ってなんだろう」 「親友 他者への共感」 ちがいを認める [学習を記録しよう][辞典を活用しよう][書くことの学習1]書く材料を見つける [漢字の学習1] 漢字の組み立てと部首	2 自然の不思議をさぐる 文章の内容をとらえよう 「海の中の声」 「クジラたちの音の世界」 初めて知ったことを伝えよう 文章に書いて知らせる [言葉の学習1]話し言葉と書き言葉 [漢字の学習2]漢字クイズ [文法1]言葉のきまり	3 物語を楽しむ 作品のおもしろさを味わおう 「表わら帽子(物語)」 「大人になれなかった弟たちに...(物語)」 平和 感想を伝え合おう 「わたしの一冊」を紹介しよう	4 暮らしを見つめる 文章から課題を見つめよう 環境 「魚を育てる森」「めぐる輪」の中で生きる」 課題について調べよう [図書館を利用しよう] 意見交換会をもとう [文法2]言葉の単位 [書くことの学習2]記録を残す [漢字の学習3]漢字の読み方	5 古典と出会う 「竹取物語」(物語) 「今に生きる言葉」 (漢文) [言葉の学習2] 語のいろいろ [漢字の学習4] 熟語で遊ぶ	本の世界を広げよう 「スーパービート板」 (随筆) 障害 「ある日ある時」(詩) [読書座談会] [言葉の学習3] たとえて表す	6 言葉を探検する 「雪やこんこ、あられやこんこ」(随筆) 研究報告書を作ろう 「言葉の探検」発表会をしよう [書くことの学習3] 手紙を書く [文法3] 文の組み立てと意味 [漢字の学習5]漢字の成り立ちと意味	好きな作品を選び、自ら取り組もう 「少年の日の思い出」 (小説) 「ちょっと立ち止まって」 (説明文)			
社会 1. さまざまな地域の成り立ち わたしたちが住む地球 ・地球儀を見てみよう ・世界の時刻 世界の地域の分け方 ・地球儀を見てみよう ・世界の主な国々 多文化 日本の地域の分け方 ・地球儀を見てみよう ・日本の地域構成		2. 地域を調べる 身近な地域を調べる ・地形図に親しもう ・地形図で作業をしよう ・地形図を持って歩こう ・わたしたちの町を調べる		3. 中世の日本 武士の台頭と鎌倉幕府 武士の成長 武家政権の成立 武士と民衆の動き 人権 男女平等 鎌倉時代の宗教と文化 東アジア世界とのかかわりと社会の変動 モンゴルの襲来と日本 在日 南北朝の動乱と東アジアの変動 在日 多文化 室町幕府と経済の発展 民衆の成長と戦国大名 室町文化とその広がり 同和問題 (地域の歴史3)		4. 近世の日本 ヨーロッパ人との出会いと全国統一 鉄砲とキリスト教の伝来 ヨーロッパ人來航の背景 織田信長・豊臣秀吉による統一事業 兵農分離と朝鮮侵略 在日 桃山文化 江戸幕府の成立と鎖国 江戸幕府の成立と支配のしくみ さまざまな身分と暮らし 同和問題 貿易の振興から鎖国 鎖国下の対外関係 在日 産業の発達と幕府政治の動き 産業の発達 (地域の歴史4) 都市の繁栄と元禄文化 享保の改革と社会の変化 同和問題 (地域の歴史5) 幕府や諸藩の改革 新しい学問と化政文化 外国船の接近と天保の改革				
数学 1 正の数・負の数 正の数・負の数 0より小さい数 正の数・負の数で量を表すこと 正の数・負の数的大小 正の数・負の数計算 正の数・負の数加法、減法(1) 正の数・負の数加法、減法(2) 正の数・負の数乗法、除法(1) 正の数・負の数乗法、除法(2)		2 文字の式 数量を文字で表すこと 文字の式を書くときの約束 式の値 式の計算 関係を表す式	3 方程式 方程式とその解 等式の性質と方程式 方程式の解き方 方程式の利用	4 比例と反比例 比例 比例のグラフ 反比例 反比例のグラフ 比例、反比例の利用	5 平面図形 図形の基礎 直線と角 円と正多角形 対称な図形 基本の作図 おうぎ形	6 空間図形 いろいろな立体 面や線を動かしてできる立体 立体の表面積と体積 空間における平面と直線				
理科 植物の生活と種類 身近な生物の観察 植物のからだのつくりとはたらき 植物の分類		光や音、力でみる世界 光の性質 音の性質 力と圧力		物質のすがた 物質の性質 物質の状態変化 気体の性質 水溶液の性質		大地の変化 地層と化石 火山 地震				
音楽 春の喜び 拍子とリズム アルトリコーダーに親しもう 旋律の表情		心と声のハーモニー		課題音楽を聴く 旋律と和製の花の街 平和 イメージを音にのせて		日本の音楽 郷土の音楽 (民族音楽) 多文化 グループアンサンブルを楽しもう		卒業生への贈り物		
美術 鑑 美術を語る (オリエント) 絵 私の街 (身近なスケッチ) デ 色っておもしろい デ 出会いのデザイン(校内表示のマーク) 他者への共感		鑑 形をつくる 工 藍染Tシャツ (京都の伝統工芸) 鑑 美術館 ベテコウ 絵 絵の具の魔術師 絵版彫 友だち発見 他者への共感 (教科内選択)		鑑 光と遊ぼう 工 光の宝宝箱 (生活の中の明かり) 鑑 生活と造形 (デザインの知恵)						
保健体育 知識 体づくり運動 球技		知識 水泳		知識 陸上運動 器械運動		武道 ダンス		知識 球技		
保健 心身の発達と心の健康 体の発育・発達 呼吸・循環機能の発達 性機能の成熟 男女平等 性とどう向き合うか 男女平等 考え、感動し決断する心 人とのかかわり 他者への共感 ちがいを認める 自分らしさ 自尊感情 欲求やストレスへの対処										
技術・家庭 情報とコンピュータ 情報とわたしたちの生活 情報とコンピュータ コンピュータのしくみと基本操作 情報とコンピュータ コンピュータの利用		技術とものづくり 技術とわたしたちの生活 環境 技術とものづくり 製品の完成 環境		技術とものづくり 製品の製作		生活の自立と衣食住 わたしたちの食生活 環境 生活の自立と衣食住 わたしたちの食品の選択と調理 環境 家族と家庭生活 わたしたちの消費と環境 障害 高齢者 人権 環境				
英語 Hello, English! 多文化 U1 ようこそ、グリーン先生 多文化		SP1 忘れ物 U2 学校で	WP1 数字の言い方 U3 グリーン先生の初授業 LP1 何のCM?	SP2 車内で U4 日本大好き WP1 自己紹介	U5 ハンバーガーショップで WP2 曜日の言い方 U6 南半球からのメール 多文化 練習1人について話そう	LP2 外国からの友達 SP3 道案内 U7 アメリカの学校から 多文化	WP2 学校のホームページ SP4 一日の生活 Unit8 旅立ちの日 練習2人について話そう-2 LP3 海外旅行	U9 ようこそオーストラリアへ 多文化 練習3 記念ビデオを作ろう LP5 電話の会話 多文化	U10 夏の冬休み 多文化 練習4 いろいろな質問をしよう SP6 ちょっとお願い	RP 由美の夢 多文化 LP4 ふしぎな夢 WP3 月日の言い方 U11 それぞれのお正月 練習5 日本の昔話 LP5 ある日曜日 WP3 絵はがき

付表2 中学校第2学年 指導計画と人権の視点

普遍的な人権 人権

(京都市教育課程指導計画より)

本票は「指導計画」に示された各教科の全体指導計画例(学習計画例)の中に、本稿第2章の「各教科における人権の視点」で示した「人権の課題」を表示したものである。それぞれの課題は、右のような略号で示した。

個別の人権 ・男女平等の課題 男女平等
 ・障害者問題 障害
 ・同和問題 同和問題
 ・在日韓国・朝鮮人問題 在日

・HIV感染者等の問題 HIV
 ・高齢者福祉 高齢者
 ・多文化・多民族共生の課題 多文化
 ・環境問題 環境
 ・平和の達成 平和

「育てたい他者への態度」
 (生命尊重 興味・関心・意欲 他者への共感 ちがいを認める 協力)
 「自分や自分らしさを大切にする気持ち」 自尊感情

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	1 春を伝える 春を見つけよう 「春よ、来い」「春に」 春を届けよう [編集する] [書くことの学習1] 課題を見つめる [漢字の学習1] 漢字を分解して考える	2 世界に目を向ける 文章の展開をとらえ、考えを深めよう 「伝え合い」 [多文化] 「マドゥーの地で」 [平和] テーマに沿って考えよう [インターネットの活用]立場を明確にして、話し合いに参加しよう 言葉の学習1]方言と共通語	本の世界を広げよう 「走れメロス」 「短歌と俳句、それぞれの表現」 [ブックトーク]	3 心のきずなをとらえる 作品から感想を深めよう 「ゼブラ」 [平和] 「字のないはがき」 [平和] 感想を交換しよう 感想の深まりを伝え合おう [文法2]単語の活用[漢字の学習3]送り仮名 [書くことの学習2]わかりやすく伝える	4 古典を楽しむ 「扇のめ」 「思ひをつづる」 「漢詩の風景」 [漢文を詠む] [漢字の学習4] 漢字の使い分け	本の世界を広げよう 「モアイは語る」 [読書郵便] [言葉の学習3] 語の意味	5 「町の物語」を探る 物語を掘り起こそう 「物語は語る」 物語を伝え合おう [書くことの学習3]報告する [文法3]助詞と助動詞 [漢字の学習5] 辞典に親しもう	好きな作品を選び、自ら取り組もう 「葉っぱのフレディ」 [自尊感情] 「ちがいを認める」 「江戸の人々と浮世絵」 「言葉の力」			
社会	(2. 地域を調べる) 世界の国々について調べよう(2~3か国を選択) ・中華人民共和国(中国)を調べる [多文化] ・イタリアを調べる [多文化] ・アメリカ合衆国(アメリカ)を調べる [多文化]	3. 世界からみた日本 自然から見た日本の特色 ・世界から見た日本の地形 [環境] ・世界と日本の気候	人口からみた日本の特色 ・人々のくらしと人口 [高齢者] ・かたよる人口	資源・産業からみた日本の特色 ・世界と日本の産業 [環境] ・産業と環境保護 [環境]	生活文化からみた日本の特色 世界と日本人の生活 [多文化] 特色ある日本の文化 [多文化] [平和]	結びつきからみた日本の特色 ・国際化する世界 [多文化] ・せまくなった日本 [在日] [多文化]	世界の中の日本のすがた 世界からみた日本のすがた 鉄道を通してみた日本				
数学	1 式の計算 式の加法・減法 単項式の乗法・除法 文字式の利用	2 連立方程式 連立方程式とその解 連立方程式の解き方 連立方程式の利用	3 一次関数 一次関数 一次関数のグラフ 一次関数の式を求めること 方程式とグラフ 一次関数の利用	4 図形の調べ方 平行と合同 平行線と角 三角形の角 三角形の合同 図形と証明 証明 証明のしくみ 合同条件と証明の進め	5 図形と合同 三角形 二等辺三角形 直角三角形の合同 円周角の定理 平行四辺形 平行線と面積	6 確率 場合の数 確率の意味 確率の求め方					
理科	電流とその利用 静電気とそのはたらき 回路と電流 電気の利用	動物の生活の種類 動物の生活の観察 感覚と運動のしくみ 生命を維持するはたらき 動物の分類	科学変化と分子・原子 物質のなりたち 化学変化と物質の質量	天気とその変化 気象要素の変化と天気 雲と雨 前線と天気変化							
音楽	メロディーとハーモニー	アンサンブルの魅力	心と声のハーモニー	イメージを音にのせて	楽器の魅力を見つけよう	音楽の語りかけるもの	卒業生への贈り物				
美術	絵 心の世界/自分を見つめる(自画像) [自尊感情] (教科内選択)	鑑 むかしのアニメーション	デ 校内ポスター(伝達のデザイン) [環境]	鑑 日本美術の流れ	工 成長する作品(京都の伝統工芸品清水焼をつくる)	絵画 生活の断片	鑑 祈りの造形				
保健体育	知識 体づくり運動 球技 保健 健康と環境 環境の変化は体にどう対応するか 快適な環境の条件 部屋の空気をきれいに水とわたしたちの生活 [環境] し尿・排水の処理 [環境] ごみの処理 [環境] 環境の汚染と保全 [環境]	知識 水泳	知識 陸上運動 器械運動	武道 ダンス	知識 球技 保健 傷害の防止 障害の原因と防止 交通事故の現状と原因 交通事故の防止 自然災害に備えて 応急手当の意義と手順 意識がない場合の手当て						
技術・家庭	技術とものづくり 機器のしくみと保守点検	技術とものづくり エネルギーの変換と利用 [環境]	技術とものづくり 技術とものづくりの未来 [環境]	情報とコンピュータ 情報通信ネットワークの利用	情報とコンピュータ マルチメディアの活用	情報とコンピュータ 情報社会とわたしたちの責任					
英語	W-up A Speech and a Game U1 Hiking with Ms. Green LP1 バードウォッチング	練習1 待ち合わせ LC1 昨夜のテレビ番組 WP1 日記 U2 Yumi Goes Abroad LP2 海外旅行 [多文化]	SP1 先生にお願い U3 Let's Learn with Computers [多文化] LP3 家事アンケート WP2 メール	MP1 わたしの夢 RP1 The Emerald Lizard MP2 夏休みの思い出	U4 Homestay in the United States LP4 健のホームステイ [多文化] SP2 道案内	U5 A Park or a Parking Area? LP5 テレビ番組 SP3 コンサートに行こう 練習2 朝のお手洗い	LC2 週末の予定 RP2 英語劇 Chris and the Puppets SP4 英語劇のあとで MP3 天気予報 U6 Christmas Is Coming [多文化] LP6 Happy Christmas [平和] WP3 グリーティングカード MP4 わたしたちの街	U7 My Favorite Movie LP7 映画ヒットチャート 練習3 クイズを作ろう	LC3 好きな歌手 MP5 わたしの好きなこと・もの RP3 Can Anyone Hear Me? [環境]	SP5 電話の会話	

付表3 中学校第3学年 指導計画と人権の視点

(京都市教育課程指導計画より)

本票は「指導計画」に示された各教科の全体指導計画例(学習計画例)の中に、本稿第2章の「各教科における人権の視点」で示した「人権の課題」を表示したものである。それぞれの課題は、右のような略号で示した。

普遍的な人権 **人権**

個別の人権 ・男女平等の課題 **男女平等**
 ・障害者問題 **障害**
 ・同和問題 **同和問題**
 ・在日韓国・朝鮮人問題 **在日**

・HIV感染者等の問題 **HIV**
 ・高齢者福祉 **高齢者**
 ・多文化・多民族共生の課題 **多文化**
 ・環境問題 **環境**
 ・平和の達成 **平和**

「育てたい他者への態度」

(**生命尊重** **興味・関心・意欲** **他者への共感** **ちがいを認める** **協力**)

「自分や自分らしさを大切にしたい気持ち」 **自尊感情**

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	1 言葉とわたしたち 日本語を考えよう 「詩が生まれるとき」 「日本語は話しているか」 日本語をめぐって話し合おう 節度ある生活 [書くことの学習1]問題意識から意見へ [漢字の学習1] 形に着目して漢字を考えよう	2 古典を味わう 「君待つと」「夏草」「現羽」 わたしたちの伝統文化 [漢字の学習2]漢字の音訓 [言葉の学習1]敬語 [文法1]意味と文法 [漢字の学習2] 複数の読み方・特別な読み方 [文法1]単語のいろいろ	本の世界を 広げよう 「握手」 「蝉しくれ」 [読書アンケート]	3 情報社会を見つめる 生活を見つめ、自分の考えをたしかめよう 「マスメディアを通じた現実社会」 「パソコン通信というコミュニケーション」 メディアとのかかわりを見直そう わたしたちの未来を考えよう [文法2]表現の視点 単語の活用 [漢字の学習3]漢字の意味 [書くことの学習2]読得力のある文章の書き方	4 状況に生きる 人間の生きる姿をとらえよう 「故郷」 「二つの悲しみ」 平和 「お辞儀する人」 多文化 視野を広げ、考えを深めよう 自分の考えを訴えよう [言葉の学習2]語句の組み立て [漢字の学習4]身の回りの漢字 熟語	本の世界を広げよう 「モアイは語る」 [宇宙を見渡す日] [言葉の学習3]日本語の特徴 [書くことの学習3] 文章のいろいろ [文法3]コミュニケーション [漢字の学習5]総まとめ	5 未来に向かって 「わたしのアルバム」を編む 「アラスカとの出会い」 「温かいスープ」 多文化 「世界は一冊の本」 「わたしを束ねないで」 男女平等				
社会	わたしたちの生活と現代社会 わたしたちをとりまく社会 1 現代社会とわたしたち 2 経済成長とわたしたちの暮らし 環境 人権 3 結びつく日本と世界 (外国人から見ると日本人は こう見える ・フィリピンに平和の水道を ・流行語からくらしの変化をさぐる) 多文化 わたしたちの生きる社会 1 個人と社会(自分らしく生きる・どう考える、長髪と ジーンズ) 人権	わたしたちの生活と政治 人間の尊重と日本国憲法 1 法に基づく政治と日本国憲法 人権 2 日本国憲法と基本的人権 人権 (国籍のちがひ、出発期限をのりこえて 児童の権利条約) 個別の人権の課題 3 日本の平和主義 平和 (あたらしい憲法のはなし)	民主主義と日本の政治 1 暮らしに身近な地域の政治(市民の立場に立つオンブ ズマン・豊かで個性のある地域づくり・住民投票に ついて考えよう) 2 民主政治と政治参加(どうして投票しないの?・どう して投票できないの?) 3 国民の代表機関としての国会 人権 4 行政権をもつ内閣 5 人権を守る裁判所 人権 少年法ってどんな法律? 6 民主政治を守るために	わたしたちの生活と経済 消費生活と経済のしくみ 1 暮らしと経済(かきこい消費者になるために) 2 ものの流れとお金の流れ 生産のしくみ 1 生産と企業 2 金融とお金の価値 3 働く人をめぐる問題(均等法までできたけれど・障害者が働ける場所を求めて) 人権 男女平等 障害 国民生活の向上と福祉 1 政府の仕事と財政 2 福祉の充実と生活環境の整備 高齢者 環境 ステップアップ(ボランティア活動から福祉について考えよう ・「ふつう」の社会をめざして)	現代の国際社会 国際社会と人類の課題 1 国家と国際社会 2 人類の課題 (肉を食べなければ、10億人の 食料がまかなえる? ・地球のためにできることを考 えよう) 人権 環境 平和						
数学	式の計算 式の乗法・除法 乗法の公式 因数分解 式の計算の利用	平方根 平方根 平方根の値 平方根の乗法・除法 根号を含む式の計算	二次方程式 二次方程式とその解き方 二次方程式と因数分解 二次方程式の利用	関数 $y=ax^2$ 関数 $y=ax^2$ 関数 $y=ax^2$ のグラフ 関数の値の変化	図形と相似 相似な多角形 三角形の相似条件 相似条件と証明 平行線と線分の比 中点連結定理 相似の利用	三平方の定理 三平方の定理 三平方の定理の利用					
理科	運動とエネルギー 運動の速さと向き 力がはたらく運動とはたらかな運動 エネルギー	細胞と生物のふえ方 生物のからだを形づくるもの 生物の成長と細胞 生物のふえ方 男女平等	物質と化学反応の利用 酸化と還元 化学変化とエネルギー	地球と宇宙 天体の1日の動きと地球の運動 四季の星座と季節の変化 太陽系	自然と人間 生物の生活とつながり 環境 身近な自然 環境 自然環境と人間の生活 環境	科学技術と人間の生活 エネルギー資源 環境 エネルギー利用の問題点 環境					
音楽	日本の春	世界音楽紀行「世界の民族音楽」 多文化	心と声のハーモニー	世界の舞台芸術	イメージを音にのせて	人間と音楽の楽しみ	アンサンブルの楽しみ	卒業式に向けて			
美術	鑑 世界は友達 多文化	鑑 ふしぎな美術館	絵 君も漫画になってみよう	鑑 ルネッサンスの人間描写	鑑 やさしさのデザイン 障害 高齢者 環境	デ工 新製品をつくろう	鑑 イメージを形に	デ 環境に造形をする	鑑 色彩と生活	工 京都の伝統工芸	鑑 印象派のタッチ
保健体育	知識・体づくり	球技	知識・水泳	知識・陸上運動	器械運動	武道・ダンス	知識・球技	保健 健康な生活と病気の予防 健康の成り立ち 食生活と健康 運動と健康 休養と健康 生活習慣病とその予防	(健康な生活と病気の予防) 喫煙と健康 飲酒と健康 薬物乱用と健康 喫煙・飲酒薬物乱用のきっかけ 性感染症とその予防/エイズ HIV ともに健康に生きる社会 人権 高齢者 環境		
技術・家庭	情報とコンピュータ(選択) プログラミングと制御	生活の自立と衣食住(選択) わたしたちの衣服製作 / ③わたしたちのより豊かな食生活	技術とものづくり(選択) 栽培とわたしたちの生活	家族と家庭生活(選択) わたしたちのよりよい生活 環境 高齢 / わたしたちと幼児のふれあい							
英語	Wp My Country 多文化 U1 Let's Learn Braille 障害 LP1 ボランティア活動	まとめの練習1 ニュースのヘッドライン LC1 ヒット商品 MP1 日本の風物 多文化 U 2 Don't Throw It Away 環境	LP2 ニュースレポート WP1 ファンレター SP1 電話の会話 MP2 修学旅行 U3 Children of the World LP3 ハングラデシュ 多文化	練習2 プロフィールを紹介しよう LC2 行ったことある? SP2 食卓で 男女平等 RP1 A Mother's Lullaby 平和	WP2 詩 MP3 留守番電話と伝言 U4 An American <i>akago-ka</i> 多文化 LP4 落語家ヒル・クラウリー 多文化	SP3 道案内 MP4 海外旅行 U5 Video Games For or Against?	LP5 優先席にすわってはどう? 高齢者 障害 WP3 わたしの意見 SP4 買い物 MP5 スキット作り	U6 20th Century Greats 環境	LP6 20世紀のスター 環境 平和 練習3 敬老の日のプレゼント LC3 知っているタレント SP5 病院で RP2 The Fall of Freddie the Leaf 生命尊重 WP4 卒業記念の寄せ書き		